

男女共同参画プラン日光
(第2期計画後期計画)

令和3年12月

日光市男女共同参画都市宣言

日光市は、世界遺産に代表される悠久の歴史と文化をもった、美しい緑と清らかな水に恵まれたまちです。

わたしたちはこのまちに誇りを持ち、男女が性別や世代を超えて、互いに対等なパートナーとして、自立・平等・責任を胸にあらゆる分野に参画し、一人ひとりが生き生きと輝く「ひかりの郷・日光」をつくるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

認めあおう！輝く個性 あなたと私 ^{ひと}女と^{ひと}男

支えあおう！家庭・職場・地域の中で あふれるやさしさ 思いやり

参画しよう！希望を抱き 心豊かな未来をひらくため

平成20年3月15日

都市宣言の日を記念して、毎年3月に「日光市男女共同参画週間」を設けています。

はじめに

少子高齢化の進行や人口減少、雇用形態の多様化などが進み、社会情勢が大きく変化している中で、豊かで活力ある地域社会を築くためには、あらゆる分野で男女がともに支え合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要です。



日光市では、平成28年3月に、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とした

「男女共同参画プラン日光（第2期計画）」を策定し、市民と行政のパートナーシップのもと、男女共同参画社会づくりに向けて取り組んでまいりました。

このたび、計画期間の折り返し時期に当たり、社会の動向や変化に適切に対応し、施策を効果的に推進するための見直しを行い、後期計画として策定いたしました。

本計画では、「日光市男女共同参画推進条例」に位置付けた7つの基本理念を柱として、市民の意識や日常生活の状況などからみえる本市の課題を踏まえ、施策の方向を定めました。

また、本計画では、別個の計画となっていた「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」さらに「日光市働く女性の活躍推進プラン」につきましても、一体的に策定し、積極的に推進することといたしました。

“一人ひとりが輝く男女共同参画のまち日光”の実現をめざして、これまで培ってきた市、市民、事業者、各種団体等との「協働」を軸に、男女共同参画社会の構築に向けて、市政経営を総合的、計画的に推進してまいりますので、皆さまの一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、日光市男女共同参画プラン日光検討委員会及び日光市男女共同参画審議会の皆さまをはじめ、ご意見、ご提言を賜りました多くの皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年12月

日光市長 粉川昭一

■目次

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）	2
3. 計画の性格	6
4. 計画の期間	7
5. 計画の策定体制	7
6. 計画の推進について	8
第2章 日光市の男女共同参画を取り巻く現状と課題	9
1. 人口・世帯等の状況	9
（1）人口と世帯の状況	9
（2）出生の状況	11
2. 女性の参画の状況	12
3. 家庭生活・職業生活の状況	13
（1）女性の労働力率※の状況	13
（2）女性が働くことに対する意識	14
4. 市民の男女共同参画に関する意識の状況	15
（1）固定的な性別役割分担意識について	15
（2）男女の地位の平等感	16
5. 女性に対する暴力や貧困の状況	17
（1）配偶者からの暴力（DV）について	17
（2）女性の貧困について	18
6. 男女共同参画プラン日光（第2期計画）の成果と課題	19
7. 日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第2期計画）の成果と課題	26
8. 日光市働く女性の活躍プランの成果と課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
1. 基本理念	30
2. めざす姿	31
3. 基本目標	31
4. 計画の体系	32
5. 目標設定指標一覧	33
第4章 計画の内容	34
I 意識をもとう	34
施策の方向1 男女の個人としての人権尊重	35
1 男女間のあらゆる暴力の根絶【日光市配偶者からの暴力対策基本計画】	36
2 人権尊重意識の高揚	38
施策の方向2 男女共同参画意識の醸成と多様な生き方の選択	39
3 社会制度・慣行の見直しと意識改革	40
4 広報・啓発活動の充実	40

施策の方向3	男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実	41
5	家庭や地域社会における教育の充実	42
6	学校・幼稚園・保育園における教育の充実	42
II	環境をつくろう	43
施策の方向4	生涯を通じた心身の健康な生活の実現	44
7	ライフステージにあわせた健康づくりへの支援	45
8	援助を必要とする人への支援	46
9	防災・防犯活動への参画促進	46
施策の方向5	仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の促進	47
10	子育て・介護サービスの充実【日光市働く女性の活躍推進プラン】	48
11	働きやすい職場環境の整備の促進【日光市働く女性の活躍推進プラン】	49
12	地域活動への参画促進	51
III	参画しよう	52
施策の方向6	政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進	53
13	働く場における女性の活躍促進【日光市働く女性の活躍推進プラン】	54
14	政策・方針決定の場への女性の参画促進	57
15	人材育成の支援	58
IV	推進しよう	59
施策の方向7	国際的な取り組みとの協調と国際理解の推進	60
16	国際的な取り組みの情報収集・提供【日光市働く女性の活躍推進プラン】	61
17	国際交流・支援の推進	62
施策の方向8	推進体制の充実	63
18	市の推進体制の充実	64
19	市民・地域・行政との連携	65
20	国や県・他自治体・関連機関との連携	66
資料編		67
1.	「男女共同参画プラン日光（第2期計画後期計画）」策定経過	67
2.	日光市男女共同参画プラン日光検討委員会	68
3.	日光市男女共同参画社会づくり推進本部	70
4.	日光市男女共同参画審議会	73
5.	日光市男女共同参画推進条例	75
6.	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	79
7.	男女共同参画社会基本法	85
8.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	88
9.	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	97
10.	用語説明索引	105

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が、21 世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられています。

また、平成 27 年 9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布・施行され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することが求められています。

日光市では、平成 20 年 3 月の「男女共同参画プラン日光」の策定後、後期計画を平成 24 年 3 月、第 2 期計画を平成 28 年 3 月に策定し、市民と行政のパートナーシップのもと、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ってきました。この間に、「日光市男女共同参画推進条例」の施行や「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」及び「日光市働く女性の活躍推進プラン」の策定をはじめとする施策の推進により、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは着実に進展していますが、男女の家庭生活と職業生活・地域活動が両立しやすい環境の整備など、多くの課題が残されています。

このような状況や国の新たな動きや、社会状況の急速な変化を踏まえ、これまでの取り組みのさらなる推進と新たな課題に対応していくため、プランの中間年にあたる令和 3 年度にプランの見直しを行い、新たな「男女共同参画プラン日光（第 2 期計画後期計画）」を策定します。

2. 男女共同参画に関する国内外の動き(年表)

		世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
	1975 (昭和 50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ・「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	・総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室設置 ・「女子教職員等育児休業法」公布		
国連婦人の十年	1976 (昭和 51)		・民法改正 (離婚復氏制度)		
	1977 (昭和 52)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館		
	1979 (昭和 54)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択		・企画部婦人青少年課設置 ・婦人行政連絡会議設置 ・栃木県婦人問題懇話会設置	・婦人指導者研修会開催 (旧今市市) ※以降、毎年開催
	1980 (昭和 55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・民法一部改正 (配偶者の法定相続分 1/3 から 1/2 に)		
	1981 (昭和 56)	・ILO 第 156 号条約 (家族責任条約) 採択		・「婦人のための栃木県計画」策定 (昭和 56～60)	
	1984 (昭和 59)		・「国籍法」及び「戸籍法」一部改正		・日光市働く婦人の家完成 (旧日光市)
	1985 (昭和 60)	・国連婦人の十年最終年世界会議 (ナイロビ) 開催 ・「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」批准		
	1986 (昭和 61)		・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・「男女雇用機会均等法」施行	・「とちぎ新時代女性プラン」策定 (昭和 61～平成 2)	・今市市婦人団体連絡協議会設立 (旧今市市)
	1987 (昭和 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・第 1 回婦人のつどい開催	
	1988 (昭和 63)			・栃木県婦人団体連絡協議会発足	・教育委員会社会教育課に婦人青少年係設置 (旧今市市)
	1990 (平成 2)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・今市市女性問題懇話会設置 (旧今市市)
	1991 (平成 3)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 (第一次改定)」策定	・「とちぎ新時代女性プラン (二期計画)」策定 (平成 3～7) ・「婦人総合センター (仮称) 基本構想」策定	・教育委員会社会教育課婦人青少年係を女性青少年係に改称 (旧今市市)
	1992 (平成 4)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣設置	・「婦人総合センター (仮称) 基本計画」策定	・「いまいち女性行動計画」策定 (平成 4～13) (旧今市市) ・今市市女性広報紙「NEW MAN&WOMAN」創刊 (旧今市市) ・市民生活課に女性行政係を設置 (旧日光市)

	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
1993（平成5）	・国連女性に対する暴力に関する宣言採択 ・国連世界人権会議（ウィーン）「ウィーン宣言及び行動計画」採択	・「パートタイム労働法」施行		・今市市女性問題研究会設置（旧今市市） ・「市民のつどい」開催（旧日光市） ※以降、毎年「N I K K O フォーラム」として開催
1994（平成6）	・「ILO 第 175 号条約（パートタイム労働に関する条約）」採択（ILO 総会） ・国際人口・開発会議（カイロ）「行動計画」採択（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ提唱）	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置		
1995（平成7）	・第4回世界女性会議（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ・ILO 第 156 号条約を批准	・財団法人とちぎ女性センター設立	・「審議会等委員における女性の登用計画書」作成（旧今市市）
1996（平成8）		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「とちぎ新時代女性プラン（三期計画）」策定（平成8～12） ・パルティとちぎ女性センター開館 ・女性青少年課に名称変更 ・栃木男女共同参画推進本部設置	
1997（平成9）		・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・「介護保険法」公布		
1998（平成10）				・教育委員会生涯学習部社会教育課女性行政推進室設置（旧今市市） ・今市市男女共同参画社会づくり市民会議設置（旧今市市）
1999（平成11）		・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正育児・介護休業法」全面施行	・栃木県男女共同参画懇話会設置	・「今市市男女共同参画社会づくりのための市民意識アンケート調査」実施および報告書作成（旧今市市）
2000（平成12）	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）開催 ・「政治宣言及び成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定	・生活環境部女性青少年課女性係を男女共同参画担当に改組	・日光市働く婦人の家（清滝）に女性行政係が移転（旧日光市）
2001（平成13）		・内閣府に男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・「とちぎ男女共同参画プラン」策定（平成13～17） ・「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（平成13～17）	・担当部局を市長部局に移行し、総務部政策課に女と男政策推進室を設置（旧今市市）
2003（平成15）		・「次世代育成支援対策推進法」施行	・「栃木県男女共同参画推進条例」施行	・男女共同参画都市宣言（旧今市市） ・「男女共同参画のための日光市プラン」策定（旧日光市）
2004（平成16）		・「配偶者暴力防止法」改正	・パルティとちぎ女性センターをパルティとちぎ男女共同参画センターに名称変更	・「今市市男女共同参画推進条例」施行（旧今市市）

	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
2005（平成 17）	・第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定（平成 17～20）	
2006（平成 18）		・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」策定（平成 18～22） ・「第二期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（平成 18～22）	・今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村の5市町村が合併し、日光市が誕生 ・企画部に男女共同参画課を設置 ・日光市男女共同参画社会づくり市民会議設置 ・日光市男女共同参画社会づくり推進本部設置
2007（平成 19）	・「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択	・「改正男女雇用機会均等法」一部施行 ・「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・組織改編により青少年男女共同参画課となる	・「日光市女性団体連絡協議会」設立
2008（平成 20）		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「パートタイム労働法」一部改正法施行		・「男女共同参画プラン日光」策定（平成 20～27） ・男女共同参画都市宣言 ・「日光市農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（平成 20～24）
2009（平成 21）	・第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋15」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定（平成 21～23）	・「日光市男女共同参画推進条例」施行 ・機構改革により企画部男女共同参画課から健康福祉部人権・男女共同参画課となる ・男女共同参画審議会設置
2010（平成 22）		・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行		・「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」策定（平成 22～27）
2011（平成 23）	・DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー ^{※1} 問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の4機関を統合し UN Women 発足	・東日本大震災の発生と中央防災会議等における検討（平成 23～）	・「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」策定（平成 23～27） ・とちぎ男女共同参画センター開所	
2012（平成 24）	・「第1回女性に関するASEAN 閣僚級会合」開催	・「子ども・子育て関連3法」成立	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改定版）策定（平成 24～28）	・「男女共同参画プラン日光（後期計画）」策定（平成 24～27）
2013（平成 25）				・「第二期日光市農業・農村男女共同参画プラン」策定（平成 25～29）

※1 ジェンダー（gender）：生物学的意味合いからみた男女の性区別をセックス（sex）と呼ぶのに対して、社会的意味合いからみた男女の性区別のことをいいます。

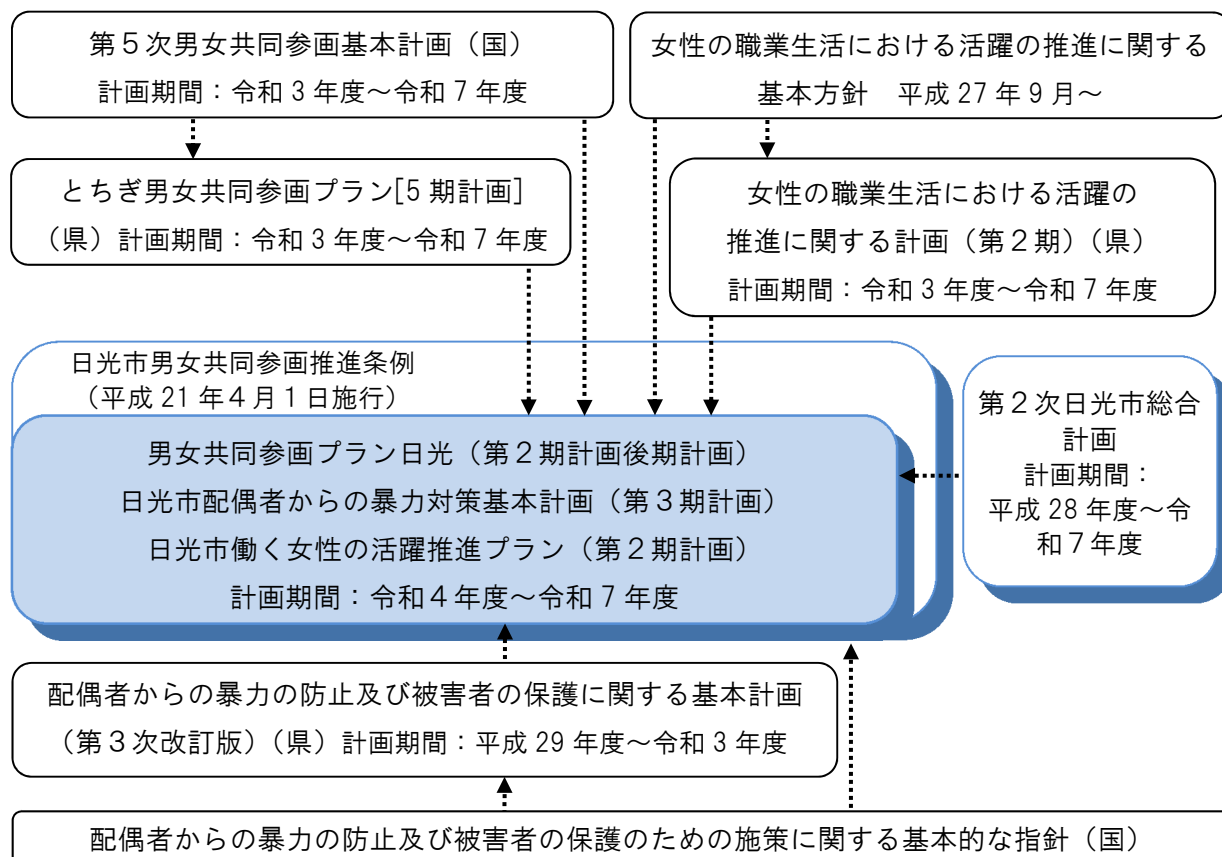
	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
2014（平成 26）		「仕事と介護の両立支援」のポータルサイト開設	「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」策定に向けた意識調査の実施	「日光市男女共同参画に関するアンケート調査」実施
2015（平成 27）	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択	「女性のチャレンジ応援プラン」策定 「食料・農業・農村基本計画」閣議決定 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立	庁内に部局横断的な「女性活躍推進プロジェクトチーム」の設置	「日光市子ども・子育て支援事業計画」策定（平成 27～31）
2016（平成 28）	女子差別撤廃委員会による、「日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解」の発出	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 「働き方改革実行計画」決定	「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」策定（平成 28～令和 2） 「第四期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（平成 28～令和 2） 「とちぎ女性活躍応援団」設立	「男女共同参画プラン日光（第 2 期計画）」策定（平成 28～令和 7） 「日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第 2 期計画）」策定（平成 28～令和 2）
2017（平成 29）		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改定	- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」第 3 次改定（平成 29～令和 3） 「男女生き生き企業」認定・表彰制度創設	「日光市働く女性の活躍推進プラン」策定（平成 29～令和 2）
2018（平成 30）		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 - 働き方改革を推進するための関係法律の整備	D V 被害者等地域支援サポーター制度の創設	「第 3 期日光市農業・農村男女共同参画プラン」策定（平成 30～令和 4）
2019（令和元）		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正		「日光市男女共同参画に関するアンケート調査」実施
2020（令和 2）	新型コロナウイルス感染症の発生と、世界各地への拡大	- 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定 - 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定 - 第 5 次男女共同参画基本計画の策定		「第 2 期日光市子ども・子育て支援事業計画」策定（令和 2～令和 6）
2021（令和 3）		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	「とちぎ男女共同参画プラン（5 期計画）」策定（令和 3～令和 7） 「第五期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（令和 3～令和 7）	第 2 期日光市特定事業主行動計画後期計画（令和 3～令和 7）

3. 計画の性格

このプランは、以下のような性格を持つものです。

- (1) 日光市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 令和2年度策定の国の「第5次男女共同参画基本計画」及び栃木県の「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」の内容と整合を図った計画です。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第3期計画）」を一体的に策定します。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、「日光市働く女性の活躍推進プラン（第2期計画）」を一体的に策定します。
- (6) 「第2次日光市総合計画」及び日光市におけるその他の関連計画との整合を図り、男女共同参画推進の基本的方向を示すものです。
- (7) 日光市男女共同参画推進条例第8条に基づく市の男女共同参画の推進に関する「基本計画」です。
- (8) 平成20年3月策定の「男女共同参画プラン日光」の第2期計画（後期計画）として位置づけています。

■ プランの位置づけ



4. 計画の期間

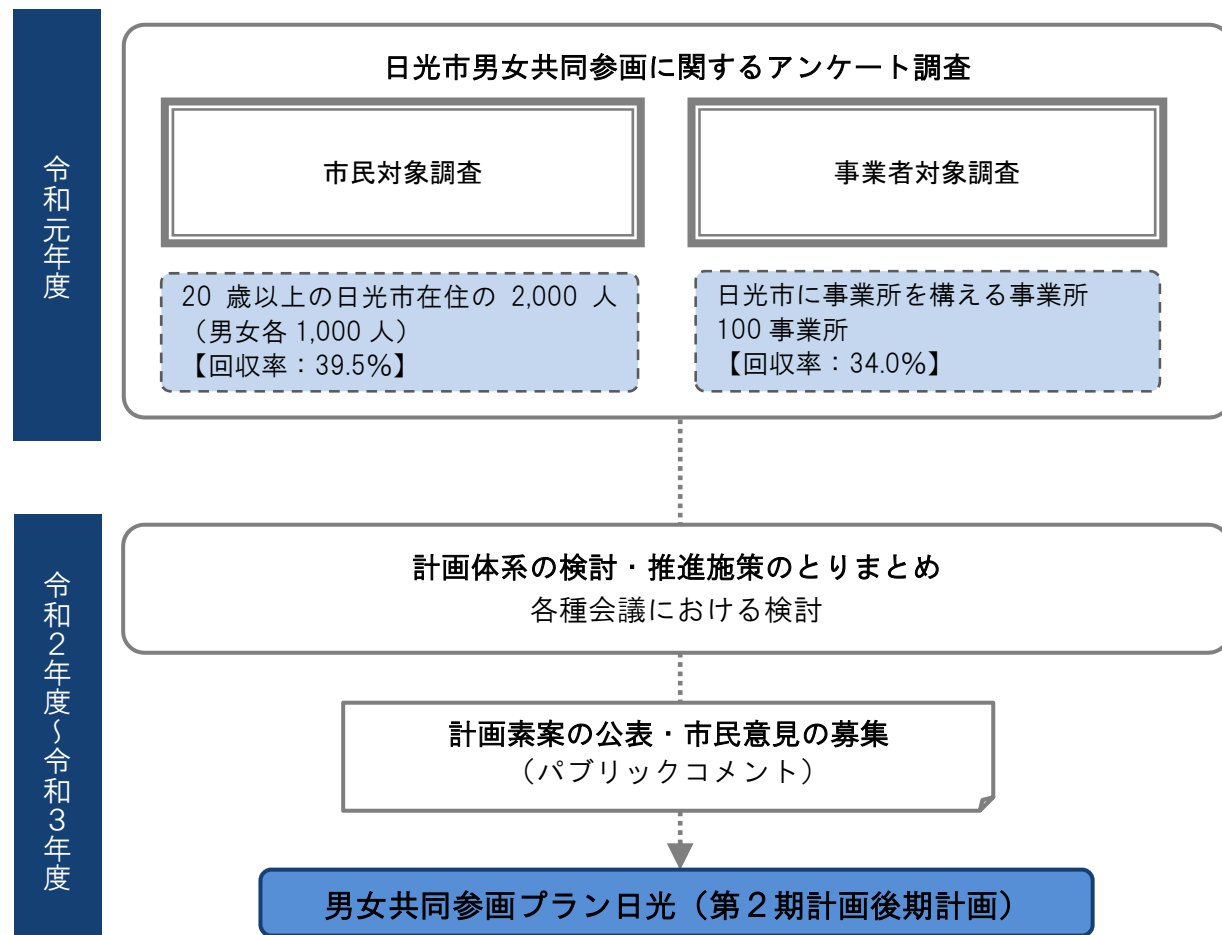
男女共同参画プラン日光（第2期計画）の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間です。中間年の令和3年度に、社会情勢の変化を踏まえつつ、計画の進捗状況等に基づいて見直し、令和4年度から令和7年度の4年間で男女共同参画プラン日光（第2期計画後期計画）とします。

平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
男女共同参画プラン日光（第2期計画）									
					見直し	後期計画			

5. 計画の策定体制

このプランは、以下のような体制により策定しました。

■計画の策定体制



6. 計画の推進について

このプランは、計画の達成度や主な事業の進捗状況を的確に把握・評価することで、施策の推進における課題等を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげていくため、次の3点に取り組みます。

①「事業効果(アウトプット指標)＝“何”を“どれくらい”やるか」の設定

各事業内容について、事業効果を設定し、進捗状況を把握します。事業の性質によっては目標を数値化できないものもありますが、事業内容ごとに事業効果の度合いを評価することで、事業の達成度を把握します。

②「成果指標(アウトカム指標)＝取り組みの結果、“何”が“どのように”なっているか」の設定

基本目標について、令和7年度末の目標設定指標を設定し、施策ごとに成果指標の達成状況を把握して、次期プランに反映します。

③審議会による達成状況の評価と市民への公表

これまでも、年次進捗状況報告書により、事業の進捗管理や実施主体による自己評価、日光市男女共同参画審議会への報告を行ってきました。今後も、成果指標の達成状況について報告し、これらの報告に基づく評価を同審議会から受け、プランがどの程度進んでいるかを市民にわかりやすい形で示すとともに、その後の取り組みの方向性に生かしていきます。

第2章 日光市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯等の状況

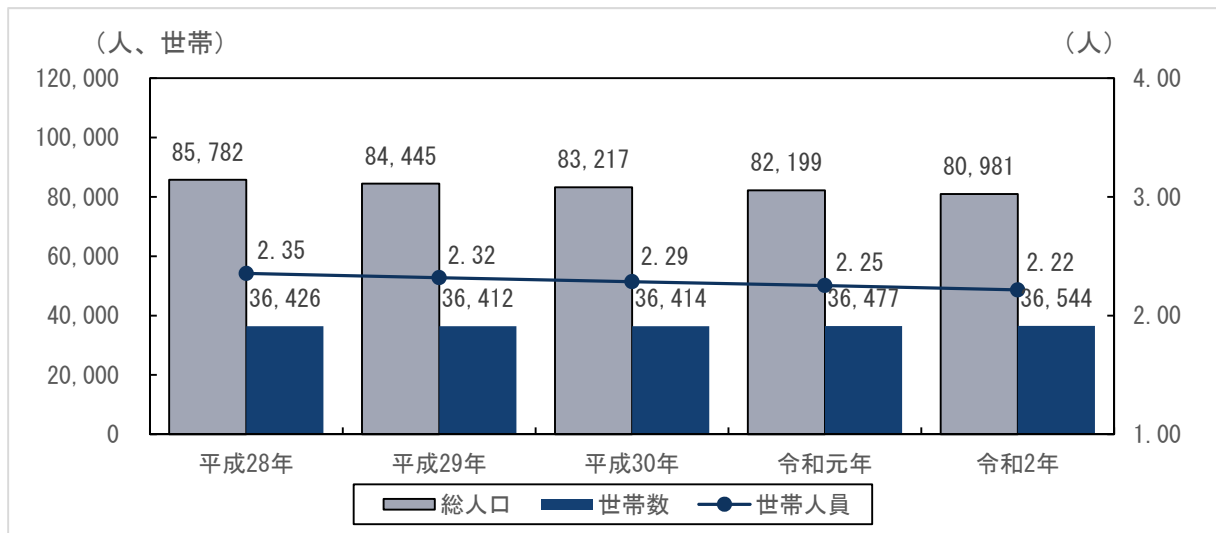
(1) 人口と世帯の状況

日光市の総人口は、近年、減少傾向となっており、令和2年4月1日現在で80,981人とこの5年間で約6,000人の減となっています。

また、年齢3区分別人口比率の推移をみると、0～14歳人口と15～64歳人口が減少し、65歳以上人口が増加していることから、日光市においても少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

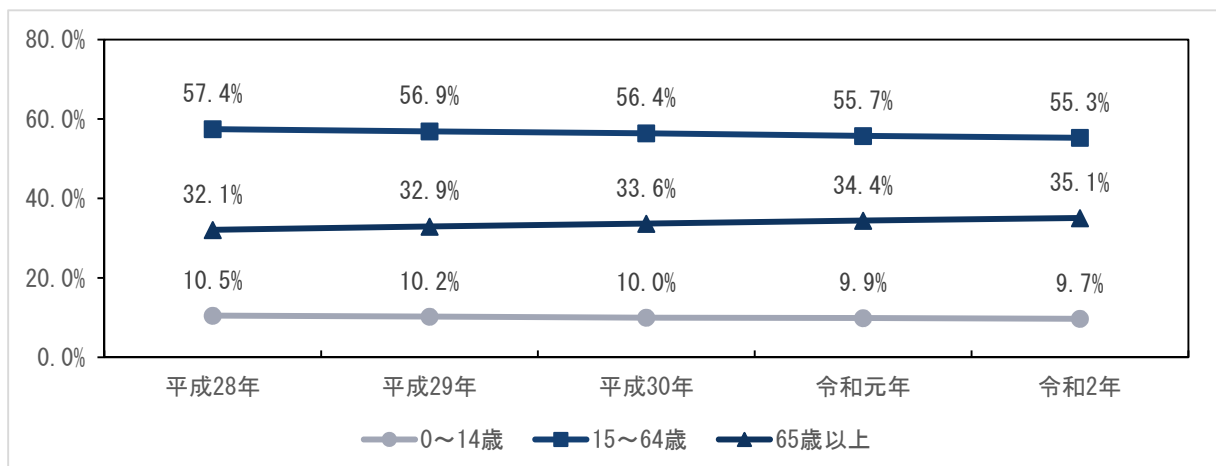
一方で、世帯数は横ばいとなっており、令和2年で36,544世帯となっています。また一世帯あたりの人数は年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがわかります。

■図表1 総人口及び世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■図表2 年齢3区分別人口比率の推移

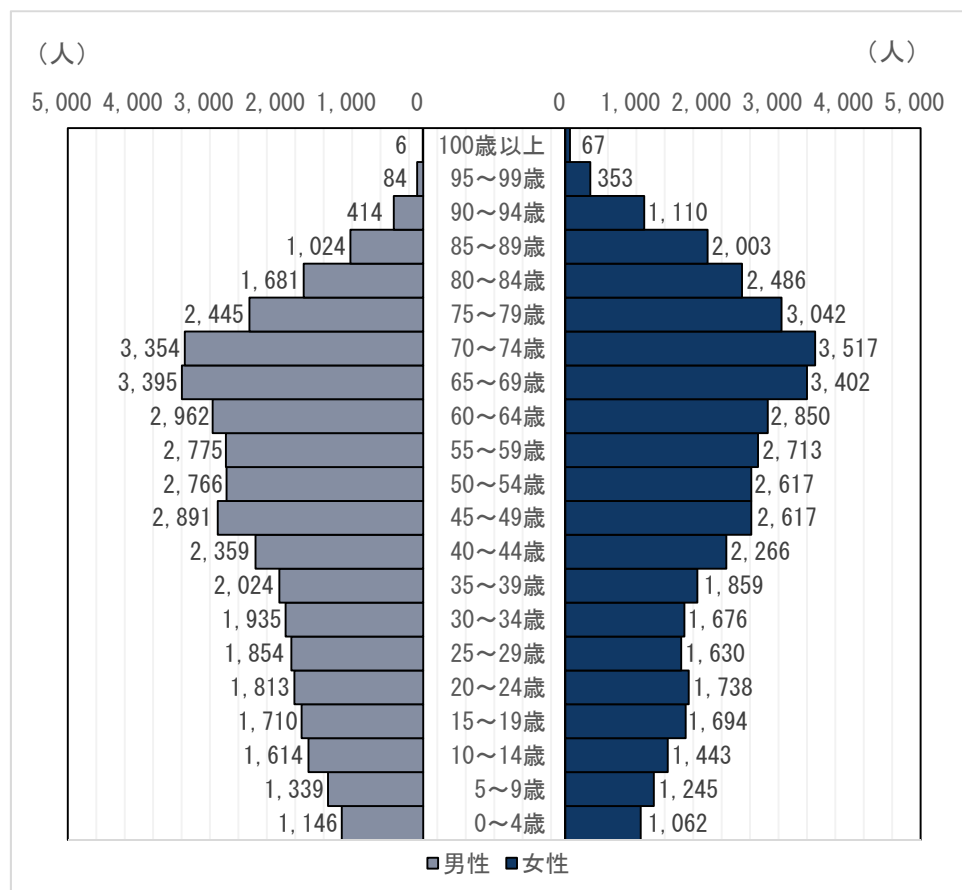


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

日光市の人口ピラミッドをみると、男性は 65～69 歳が、女性は 70～74 歳が最も多く、次いで男性が 70～74 歳、女性が 65～69 歳が多くなっています。

また、平均寿命の違いなどから 65 歳以上の高齢期で女性の割合が高くなる傾向にあります。

■図表 3 人口ピラミッド



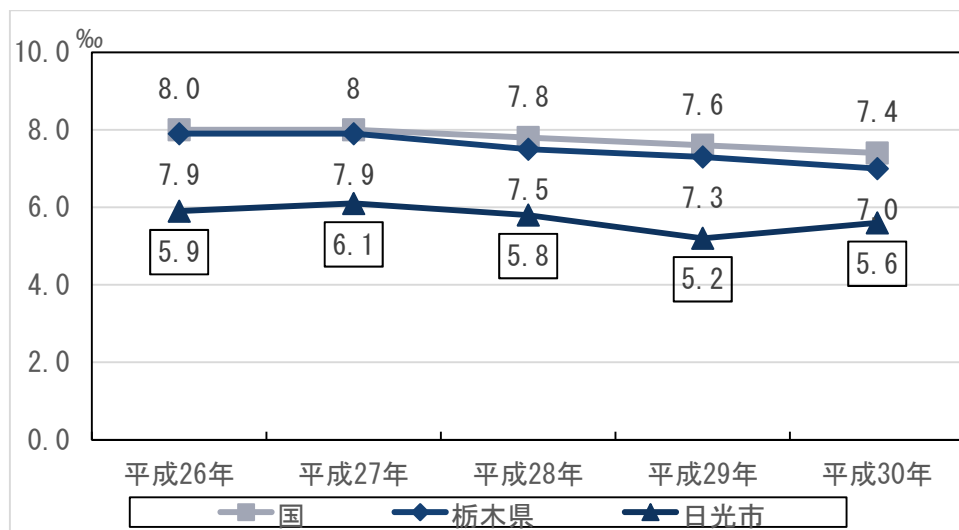
資料：住民基本台帳（令和 2 年 4 月 1 日現在）

(2) 出生の状況

日光市の出生率は、国・県に比べて大幅に低い値で推移しており、平成30年で5.6‰^{※2}となっています。

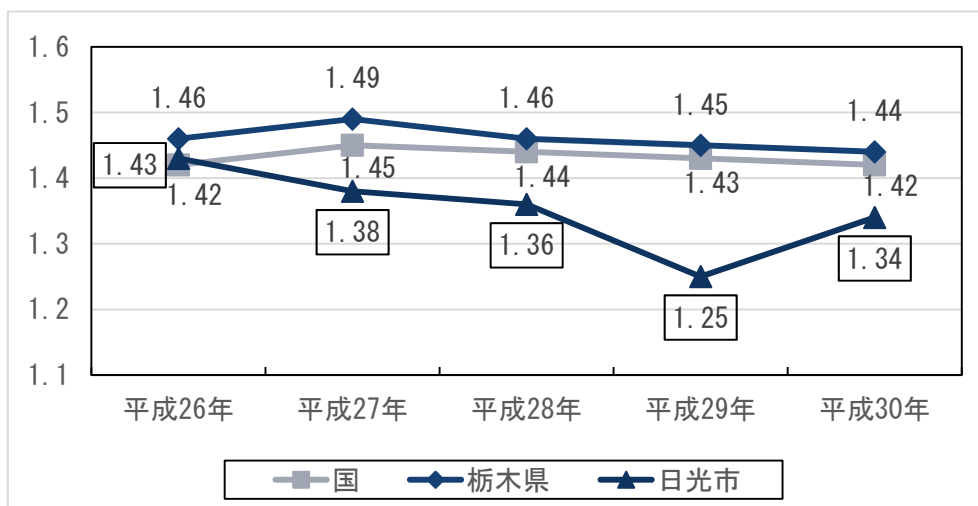
また、合計特殊出生率^{※3}は、平成30年で1.34となっています。国・県の水準を下回っており、平成26年より減少傾向となっています。

■図表4 出生率の推移（国・県との比較）



資料：栃木県保健統計年報

■図表5 合計特殊出生率の推移（国・県との比較）



資料：栃木県保健統計年報

※2 ‰（パーミル、あるいはプロミル）：1,000分の1を1とする単位です。出生率は人口1,000人あたりの出生数を示しているので、‰で表します。

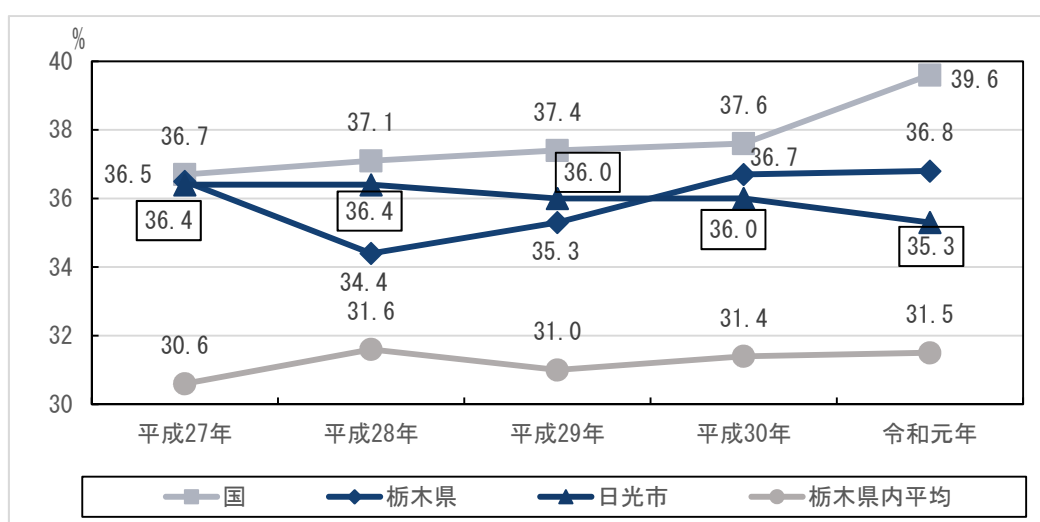
※3 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数です。

2. 女性の参画の状況

日光市の審議会等の女性委員比率をみると、令和元年10月1日現在で35.3%となっており、栃木県内25市町の平均より高く、国や県より低い値となっています。また、本市において女性委員がいない審議会等は、5審議会等となっており、平成26年の3審議会等と比べ、二つ増加しています。

本市職員の管理職における女性比率についてみると、令和元年4月1日現在で9.5%となっています。

■図表6 審議会等における女性委員比率の推移（国・県との比較）



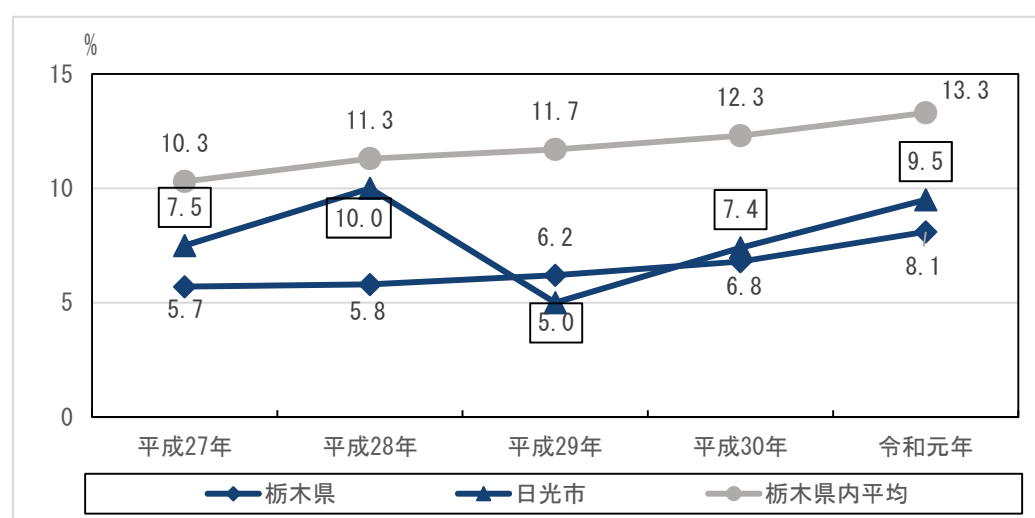
資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

日光市：各年10月1日現在

栃木県・栃木県平均：各年4月1日現在

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ 各年9月30日現在

■図表7 県・市職員の管理職における女性比率の推移（県との比較）



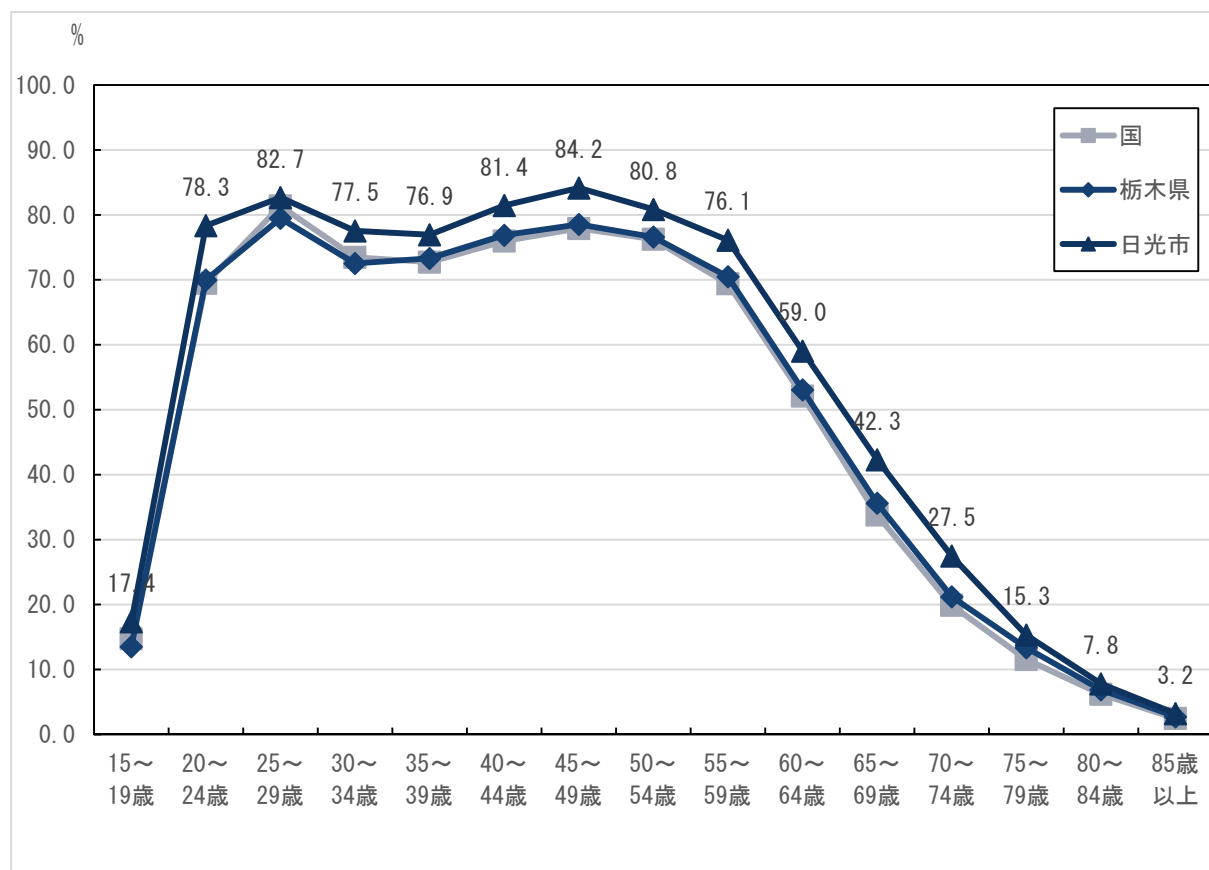
資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

3. 家庭生活・職業生活の状況

(1) 女性の労働力率※4の状況

平成 27 年国勢調査における女性の年齢別労働力率を国・県と比較すると、日光市ではいずれの年齢区分においても国・県の数値を上回っています。

■図表 8 女性の労働力率の比較



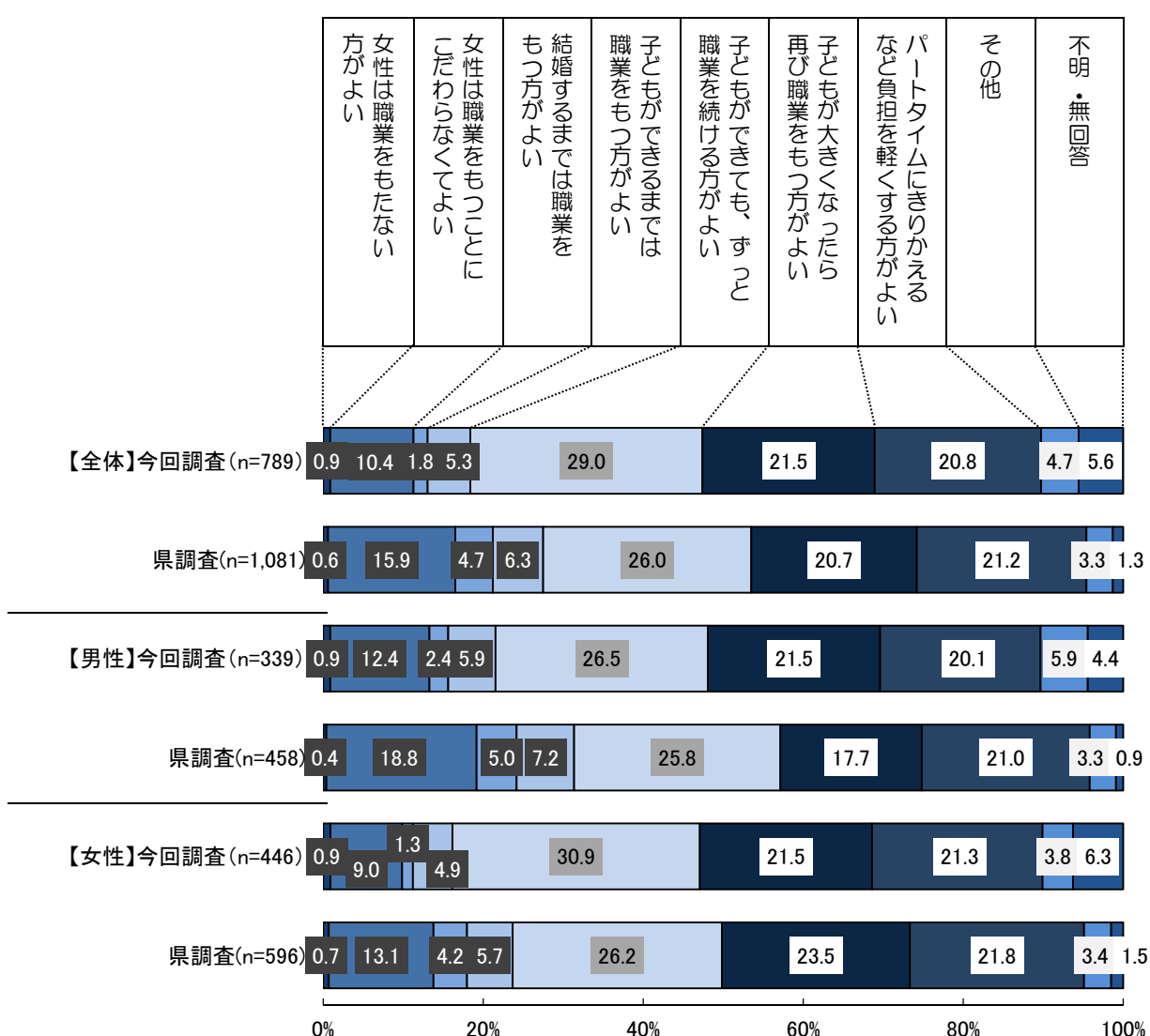
資料：国勢調査（平成 27 年）

※4 女性の労働力率：人口（日本では 15 歳以上）に対する労働力人口の比率。労働力人口とは、就業者に完全失業者を加えた人数で、15 歳以上で働いている人と働く意欲のある人がどれくらいいるかを示すものです。

(2) 女性が働くことに対する意識

令和元年 11 月に実施した「日光市男女共同参画に関するアンケート調査」によると、女性が職業をもつことに対する市民の意識では、『就労継続』型の働き方と、子どもができたらいったんやめて大きくなったら再び職業をもつ『再就職』型の働き方を支持する割合が男女共に高くなっています。県と比較すると、『パートタイム切り替え』型を支持する割合が低くなっており、日光市ではフルタイムでの就労を希望する割合が高いことがうかがえます。

■図表 9 女性が職業をもつことに対する意識



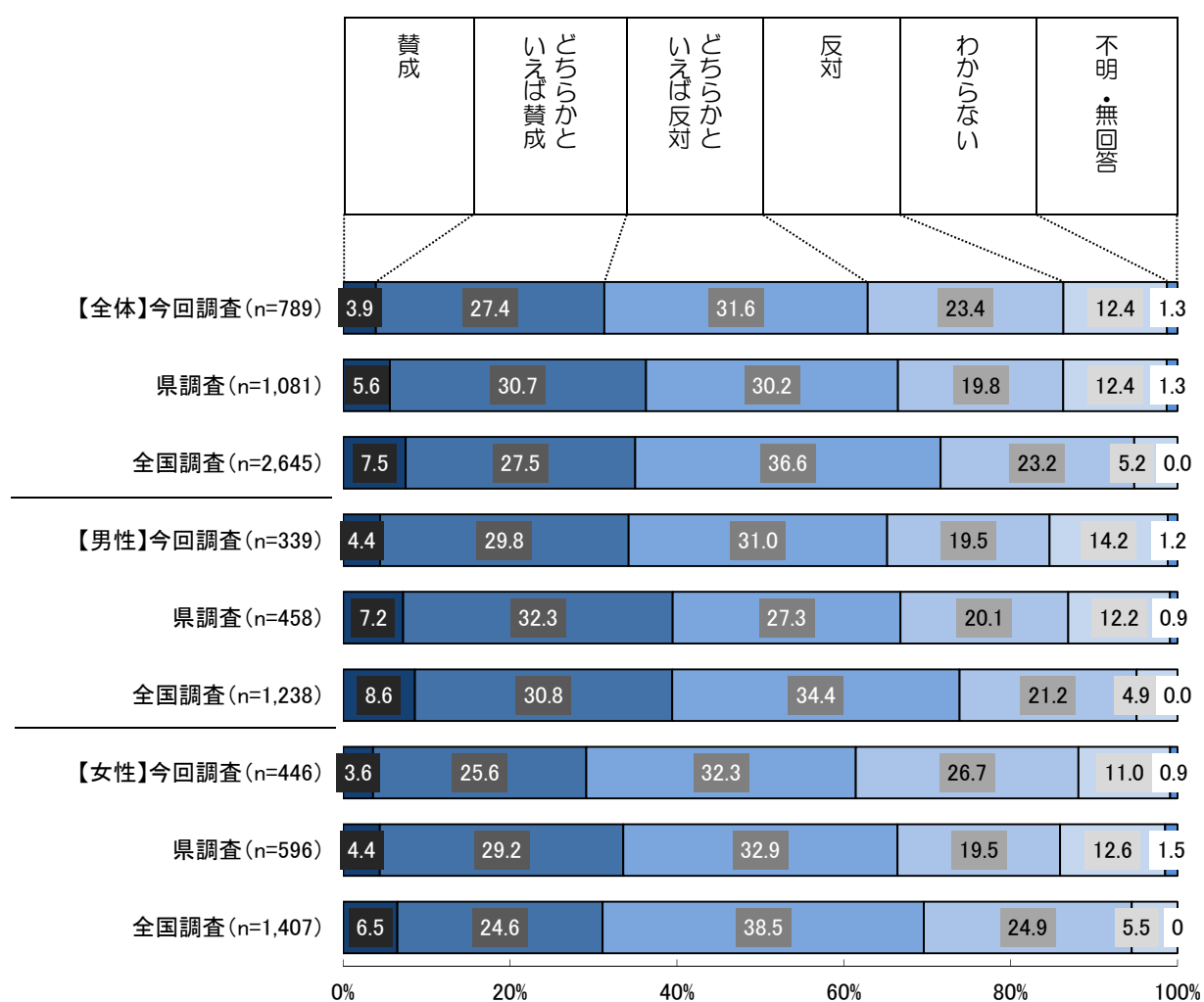
資料：日光市（令和元年度調査）、栃木県（平成 26 年度調査）

4. 市民の男女共同参画に関する意識の状況

(1) 固定的な性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識については、男女共に『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合）よりも『反対』（「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合）の割合が高くなっています。また、日光市では、全国及び県に比べると『賛成』とする割合が低くなっています。

■図表 10 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについて



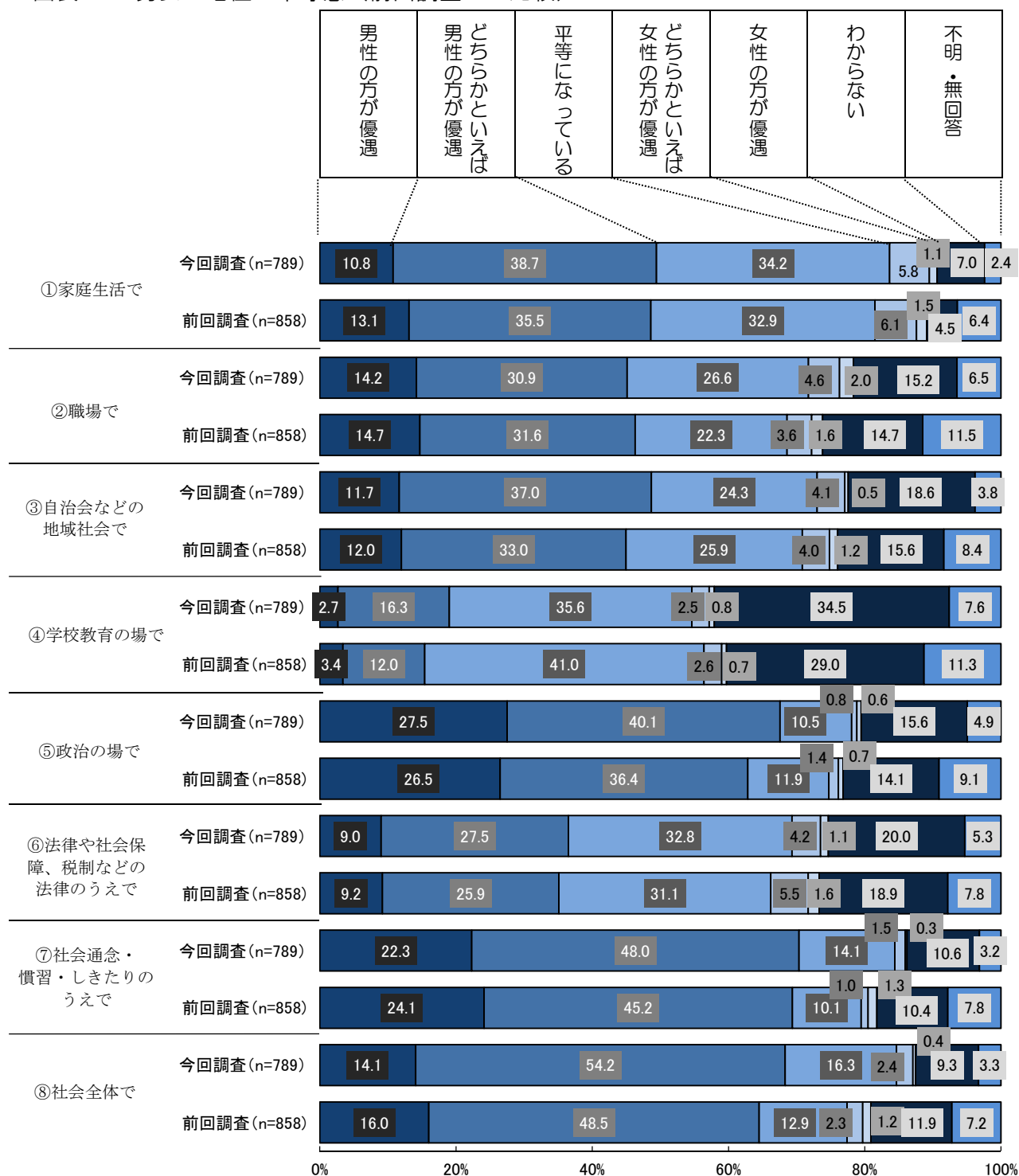
※全国調査には「無回答」がない

資料：日光市（令和元年度調査）、栃木県（平成 26 年度調査）、内閣府（令和元年度調査）

(2) 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感については、平成 26 年度に実施した前回調査と比較して、「家庭生活」、「職場」で『平等感』が高まっています。しかし、「職場」を除くすべての分野で『男性優遇』（「男性の方が優遇」と「どちらかといえば男性の方が優遇」を合わせた割合）が前回調査に比べ高くなっており、前回調査からの 4 年間で不平等を感じる割合が高まっています。

■図表 11 男女の地位の平等感（前回調査との比較）



資料：日光市（今回調査：令和元年度、前回調査：平成 26 年度）

5. 女性に対する暴力や貧困の状況

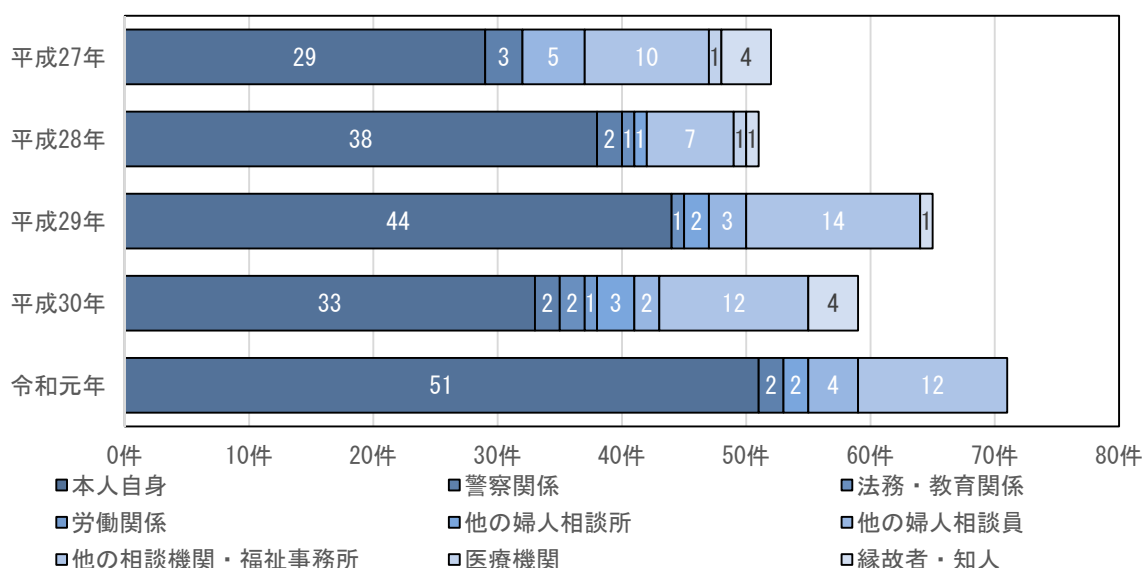
(1) 配偶者からの暴力(DV)について

配偶者からの暴力^{※5}（ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。））は、外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多く、また、被害者本人からの訴えが基本であるため、相談窓口の支援につながらず、問題が潜在化しやすい傾向にあります。

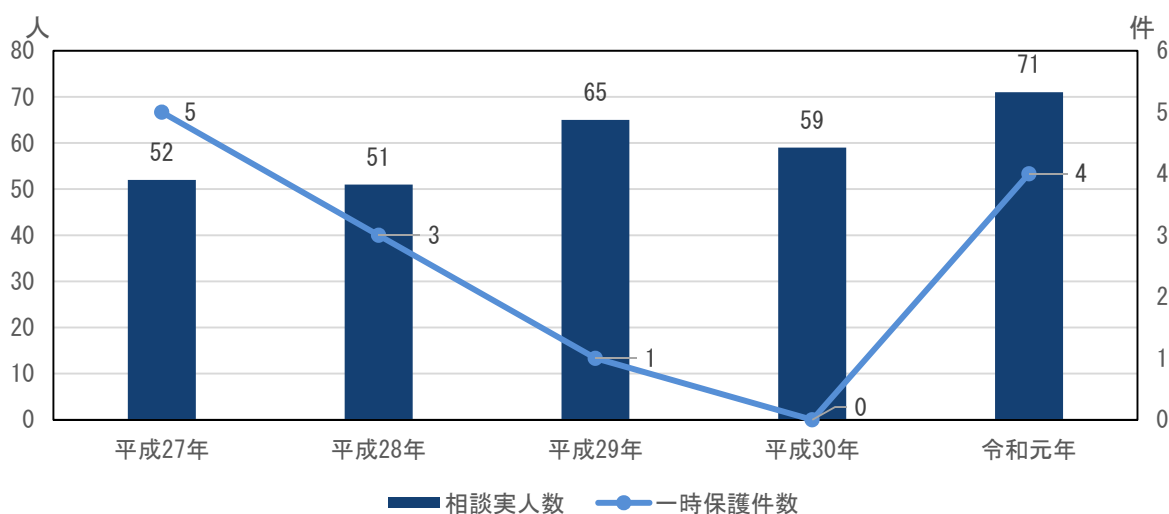
日光市の状況を見ると、DV相談者は増加傾向にあり、令和元年度に日光市配偶者暴力相談支援センターへのDV相談者数は71人で、その内一時保護件数は4件となっています。

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、生活不安やストレスを原因とするDV被害者等の増加が懸念されています。

■図表 DV相談経路



■図表 日光市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談実人数及び一時保護件数



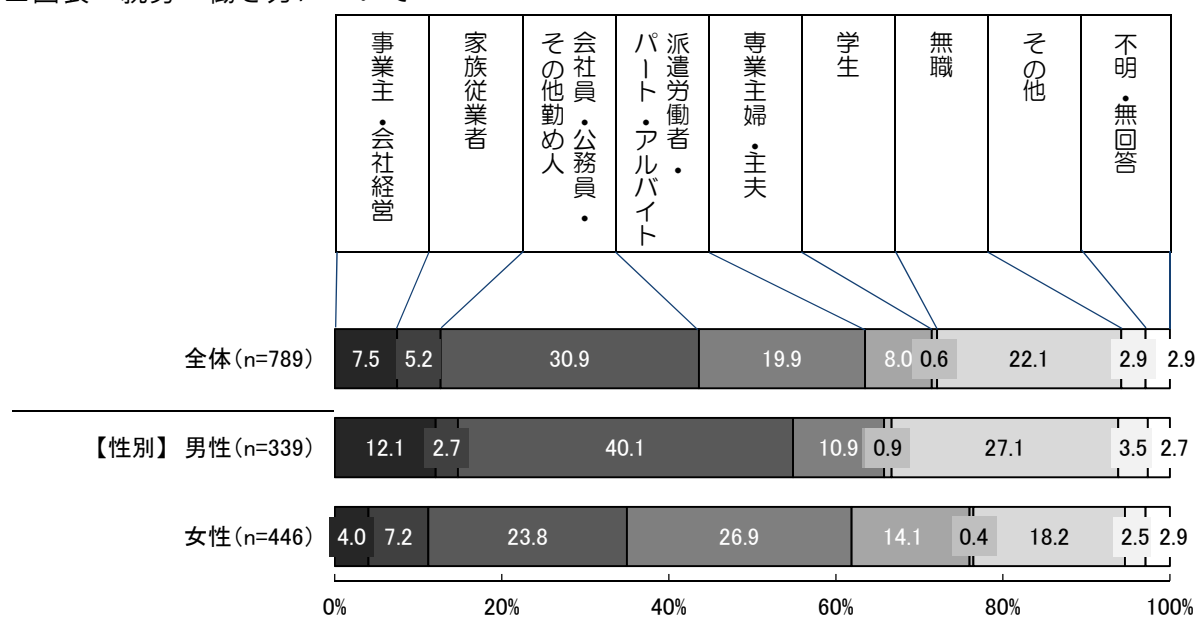
^{※5} 配偶者からの暴力：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条、第28条の2参照。

(2) 女性の貧困について

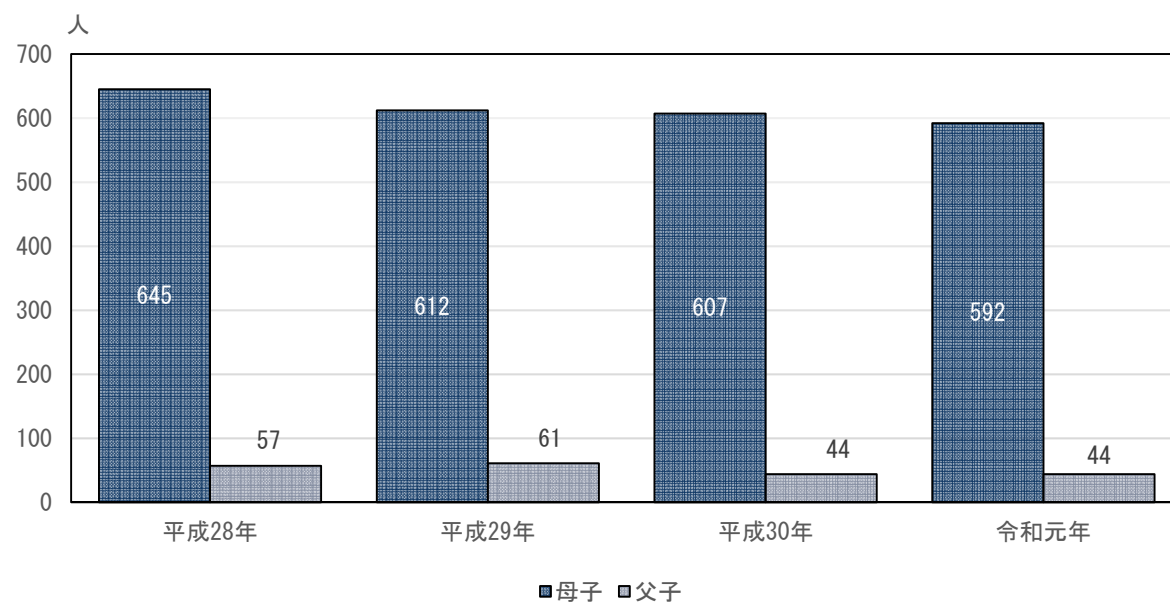
女性は非正規雇用が多く、社会経済の情勢の影響を受け、職を失いやすく、貧困等生活上の困難に陥りやすい特徴があります。

特に、ひとり親家庭の9割強を占める母子家庭では、新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化する懸念があります。

■図表 就労・働き方について



■図表 児童扶養手当受給者数（養育者含まず）



6. 男女共同参画プラン日光(第2期計画)の成果と課題

「男女共同参画プラン日光(第2期計画)」の進捗状況について、中間見直しに当たり、令和元年度までの「事業効果(アウトプット指標)＝“何”を“どれくらい”やるか」と「成果指標(アウトカム指標)＝取り組みの結果、“何”が“どのように”なっているか」の2種類の指標を元に評価を行いました。

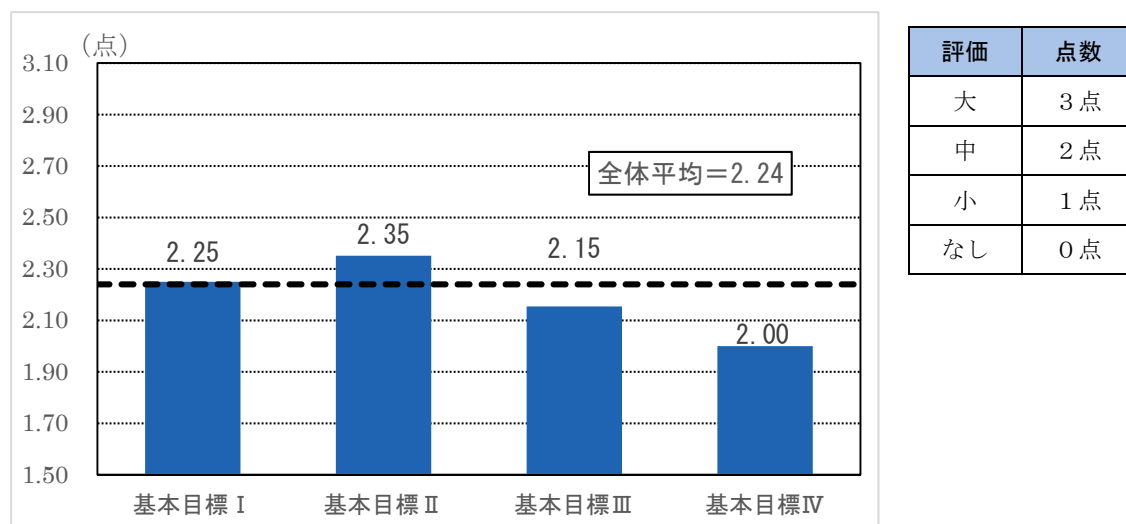
事業効果としては、事業ごとに、実際にどの程度の効果をもたらすことができたのか、4段階で評価しました。

成果指標としては、目標値に対する達成状況を評価しました。

事業効果の全体評価

事業効果の評価区分について、段階ごとに点数を設け、平均値を算出しました。平均値が最も高かったのは基本目標「Ⅱ 環境をつくろう」でした。

全体の平均値を上回ったのは基本目標「Ⅰ 意識をもとう」と基本目標「Ⅱ 環境をつくろう」で、下回ったのは基本目標「Ⅲ 参画しよう」と基本目標「Ⅳ 推進しよう」でした。



評価	点数
大	3点
中	2点
小	1点
なし	0点

	区分	事業効果の評価区分				合計	平均値
		大	中	小	なし		
基本目標Ⅰ	事業数	9	13	1	1	24	2.25
	点数	27	26	1	0	54	
基本目標Ⅱ	事業数	17	17	2	1	37	2.35
	点数	51	34	2	0	87	
基本目標Ⅲ	事業数	2	11	0	0	13	2.15
	点数	6	22	0	0	28	
基本目標Ⅳ	事業数	1	12	1	0	14	2.00
	点数	3	24	1	0	28	
計	事業数	29	53	4	2	88	2.24
	点数	87	106	4	0	197	

基本目標Ⅰ 意識をもとう

基本目標Ⅰ	目標設定指標	策定当初 (H26)	現状 (R01)	目標値 (R03)
施策の方向1 男女の個人としての 人権の尊重	配偶者等からの暴力について正しく理解している人の割合（市民意識調査）☆	-%	79.0%	80%
	「DV」や「デートDV」の意味を知っている高校生の割合	71.0%	67.0%	77%
	人権教育推進教員などによる現職教育研修実施回数	14回	1回	16回
施策の方向2 男女共同参画意識の醸成と多様な 生き方の選択	男女共同参画フォーラムの男性参加の割合	43.1%	- (開催中止)	45%
	社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合（市民意識調査）☆	12.9%	16.3%	30%
	広報紙「は一とふる日光」の認知度（市民意識調査）☆	34.4%	36.3%	50%
	男女共同参画に関する市民アンケート回収率（市民意識調査）☆	42.9%	39.5%	50%
施策の方向3 男女共同参画の 実現に向けた教育・学習 機会の充実	家庭教育支援団体を活用した講座数	17回	28回	30回
	家庭教育関係講座・講演会実施回数	215回	181回	227回
	人権教育に関する研修会への教職員新規参加者の割合	76.2%	70.0%	100%

☆表中に市民意識調査とあるものは、平成26年及び令和元年に市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」から数値を把握しています。

施策の方向1 男女の個人としての人権尊重

○配偶者からの暴力等については、正しく理解している人が79.0%、また、「DV」や「デートDV」の意味を知っている高校生の割合は67.0%と、目標達成には至っていない状況です。引き続き、配偶者等からの暴力の防止に向けて、ドメスティック・バイオレンスという言葉の認知度を100%にするとともに、様々な施策に取り組んでいく必要があります。

施策の方向2 男女共同参画意識の醸成と多様な生き方の選択

○広報紙「は一とふる日光」は、平成30年度までは独立した冊子として全世帯及び市内企業等に配布、令和元年度から広報にっこう内の記事として掲載していますが、依然、市民からの認知度は目標を達成しておりません。今後も、記事内容や構成を工夫し、男女共同参画を推進すると共に、認知度の向上を高める必要があります。

○日光市男女共同参画に関するアンケートにおいて、社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合については、平成26年度と比較すると若干増加していますが、目標の達成には至っておりません。また、日光市男女共同参画に関するアンケート回収率も若干減少しており、今後も引き続き、男女平等の意識と男女共同参画への理解を深めていく必要があります。

施策の方向 3 男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実

○学校、家庭や地域における指導者の養成を実施しています。家庭教育指導者を活用した講座数については増加していますが、一方で、家庭教育関係講座、講演会実施回数と人権教育に関する研修会への教職員新規参加者の割合は減少し、目標達成には至らない状況です。今後も、家庭教育団体の活動内容を広く周知し、また引き続き指導者の活動の場を提供していく必要があります。

基本目標Ⅰの事業効果

○事業効果としては、「男女共同参画フォーラムの開催」として人権や男女共同参画に関する講演等を実施し、市民自らが考え学ぶ学習機会を創出したことで、市民の人権意識を向上させただけでなく、女性団体、男女共同参画地域推進員の活動の場を提供することもできました。

基本目標Ⅱ 環境をつくろう

基本目標Ⅱ	目標設定指標	策定当初 (H26)	現状 (R01)	目標値 (R03)
施策の方向4 生涯を通じた心身の健康な生活の実現	妊産婦健康診査受診率	98.5%	99.0%	100%
	プレママ教室の男性参加の割合	82.9%	100%	90%
	杉並木大学校の受講者数	87人	75人	120人
	乳がん検診受診率（30～39歳）＊	42.4%	52.6%	60%
	子宮がん検診受診率（20～39歳）＊	29.3%	40.8%	60%
	在宅介護オアシス支援施設利用者数（延べ）	25,116人	24,233人	31,000人
	総合相談受付件数	8,633件	9,586件	10,150件
	自主防災組織結成自治会数	216自治会	224自治会	224自治会
施策の方向5 仕事と生活の調和（ワークライフバランス※ ⁶ ）の促進	保育所の待機児童数	0人	0人	0人
	ファミリー・サポート・センター協力会員数	176人	216人	220人
	男女共同参画推進事業者等の表彰数（累計）	12事業所	28事業所	30事業所
	NPO法人数	39法人	40法人	45法人
	シルバー人材センター就業者数（延べ）	63,131人	62,319人	68,400人
	環境学習センター来訪者数	663人	674人	1,000人

＊日光市健康にっこう21計画（第2次）との整合性を図り、目標値を令和5年の数字とする。

施策の方向4 生涯を通じた心身の健康な生活の実現

- 妊産婦健康診査受診率は目標達成に向け受診率は増加しており、目標達成に向け、各種検診の受診勧奨と、その結果に基づく支援を行う必要があります。
- プレママ※⁷教室の男性参加者数は目標を達成しており、内容の充実をはかりながら、育児における父親の役割の大切さを継続して周知していく必要があります。
- 高齢者の生きがいづくりに関する施策については、シルバー人材センター就業者数、杉並木大学校の受講者数や在宅介護オアシス支援施設数は減少していますが、地域包括支援センターを中心とした総合相談受付件数は増加しています。今後も、高齢者の生きがいづくりのほかに、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者のいる家庭を支援する施策を展開していく必要があります。
- 地域活動やまちづくりについては、自主防災組織結成自治会数と環境学習等の開催回数、NPO法人数の数値が増加しており、自主防災組織結成自治会数については全自治会が組織をしたことから目標を達成しました。そのほかの項目についても、目標達成に向け、さらなる周知と支援を行っていく必要があります。

※⁶ ワークライフバランス：「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすることです。「仕事と家庭の両立」よりも広い概念で、企業は、ワークライフバランスを推進することにより、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があると言われています。

※⁷ プレママ：プレ（pre）とは、「以前の」という意味で、ママになる以前＝妊娠中の女性を指します。

施策の方向5 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の促進

- 子育て・介護サービスに関する施策については、保育所の待機児童数は0人を維持し、ファミリー・サポート・センター協力会員数についても増加しています。引き続き、保育認定の受入枠拡大や、協力会員の増加などの取組みを推進する必要があります。
- 男女共同参画推進事業者等の表彰数は策定当初から16事業所増加し、28事業所となりました。今後も表彰数を増加させ、事業者等における男女共同参画の推進をさらに促します。

基本目標Ⅱの事業効果

- 事業効果としては、高齢者、障がい者やひとり親など、援助を必要とする人への支援について、相談のための体制を整えることで、自立した生活に向けた環境づくりの支援を行うなど、大きな効果をもたらしました。

基本目標Ⅲ 参画しよう

基本目標Ⅲ	目標設定指標	策定当初 (H26)	現状 (R01)	目標値 (R03)
施策の方向 6 政策・方針・意思 決定の場への男 女共同参画の促 進	家族経営協定の締結数	127 戸	137 戸	140 戸
	女性の認定農業者数	13 人	16 人	20 人
	各種審議会・委員会等への女性登用率	36.4%	35.1%	40%
	女性委員のいない審議会・委員会等の数を 0 にする	2 審議会	5 審議会	0 審議会
	男女共同参画推進に関する県等の研修修了者数（累計）	31 人	40 人	49 人

施策の方向 6 政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進

- 農業分野の職場環境の整備については、農業家族経営協定^{※8}の締結数・女性の認定農業者^{※9}数はともに増加しています。引き続き農業分野における総合的な担い手育成・確保対策を実施していく必要があります。
- 審議会・委員会等における女性委員の割合については、令和元年現在で 35.3%と、年々減少しており、女性委員のいない審議会・委員会等についても、徐々に増加しています。今後も引き続き、女性の人材育成を進め、政策・方針・意思決定の場への男女共同参画を促進していく必要があります。
- 人材育成の支援については、男女共同参画推進に関する県等の研修を終了した者の数は 9 名増加となっています。今後は、研修を受けた方に市の審議会などにより、地域での活動の機会をつくり、積極的に地域で活用できるよう推進していく必要があります。

基本目標Ⅲの事業効果

- 事業効果としては、平成 29 年度に「日光市働く女性の活躍推進プラン」の策定、日光市「女性の活躍」応援プロジェクトの実施など、女性の政策・方針・意思決定過程への女性の積極的な参画を促進するための意識改革や、人材育成のための取り組みに大きな効果をもたらしました。

^{※8} 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合って取り決める協定です。

^{※9} 認定農業者：魅力ある農業経営をめざす農業者が、自らの経営を改善するために作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定した農業者です。経営規模拡大や生産方式の合理化、経営管理の合理化、従事態様の改善をめざします。

基本目標Ⅳ 推進しよう

基本目標Ⅳ	目標設定指標	策定当初 (H26)	現状 (R01)	目標値 (R03)
施策の方向 7 国際的な取り組みとの協調 と国際理解の 推進	世界の女性を取り巻く状況の情報提供	9 件	9 件	12 件
	日光市内における外国人と交流したいと考える日本人の割合（市民アンケート調査）★	57.3%	57.4%	65%
施策の方向 8 推進体制の充 実	男性職員の配偶者出産休暇取得率	61.3%	69.2%	100%
	男性職員の育児参加休暇取得率	32.3%	19.2%	80%
	年次有給休暇取得日数（市職員の平均取得日数）	11.1 日	12.8 日	13 日
	自治会・NPO法人・ボランティアに対する男女共同参画の啓発回数	-	3 件	4 件
	（再掲）男女共同参画推進に関する県等の研修修了者数（累計）	31 人	40 人	49 人

★令和元年度に実施した「市民意識アンケート調査」から数値を把握しています。

施策の方向 7 国際的な取り組みとの協調と国際理解の推進

○世界の女性を取り巻く状況の情報提供件数と日光市内における外国人と交流したいと考える日本人の割合は横ばいとなっています。引き続き、世界の女性を取り巻く情報の提供による意識啓発や、市民が外国人と交流することのできる機会の創出をしていく必要があります。

施策の方向 8 推進体制の充実

○市の推進体制は、有給休暇取得日数など順調に推移している項目がある一方、配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得率は年度ごとに取得率に差がある状況です。引き続き、制度の周知徹底や、意識改革などを進める必要があります。

○市民・地域・行政との連携については、自治会・NPO法人・ボランティアに対する男女共同参画の啓発回数は増加しています。引き続き、啓発活動を通じて、固定的役割分担意識の改善を進める必要があります。

基本目標Ⅳの事業効果

○事業効果としては、国際理解促進事業として、幼児・児童・生徒に対する国際理解教育や英語教育の充実を図ることで、多様な価値観を認め合う意識の醸成に大きな効果をもたらしました。

7. 日光市配偶者からの暴力対策基本計画(第2期計画)の成果と課題

平成28年から令和2年度を計画期間とする「日光市配偶者からの暴力対策基本計画(第2期計画)」の進捗状況について、「成果指標(アウトカム指標)＝取り組みの結果、“何”が“どのように”になっているか」を元に評価を行うため、令和元年度末の基本目標に対する達成状況を評価しました。

基本目標Ⅰ DV防止の意識づくり

○配偶者からの暴力等については、正しく理解している人が79%、また、「DV」や「デートDV^{※10}」の意味を知っている高校生の割合は67%と、目標達成には至っていない状況です。引き続き、配偶者等からの暴力の防止に向けて、ドメスティック・バイオレンスという言葉の認知度を100%にするとともに、様々な施策に取り組んでいく必要があります。

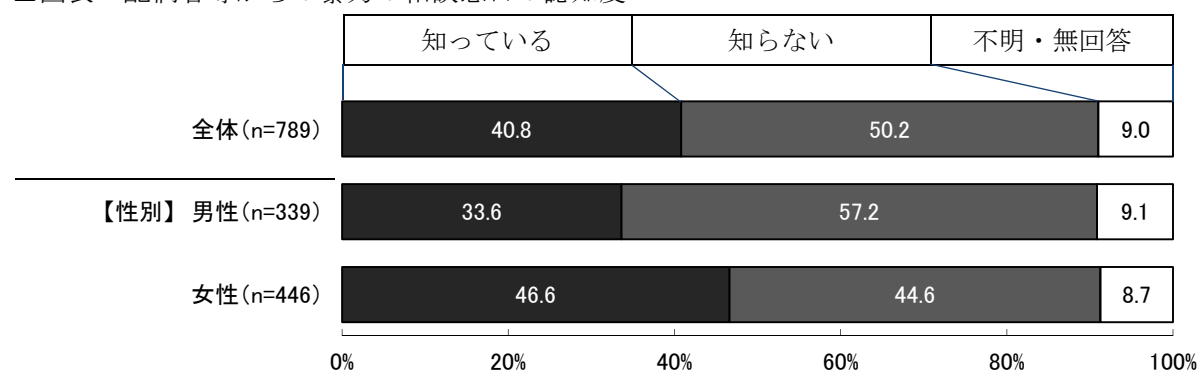
基本目標Ⅱ DV被害者に配慮した相談体制づくり

○日光市配偶者暴力相談支援センター^{※11}において4名の婦人相談員を配置し、DV相談に対応しています。DV相談件数は増加傾向にあり、DVに対する理解や相談窓口が認知されてきたことがうかがえます。

しかし、「日光市男女共同参画に関するアンケート調査」による配偶者からの暴力について相談できる窓口の認知度については、女性は「知っている」が2ポイント上回っているものの、全体としては「知らない」の割合が高くなっており、DV被害が深刻化する前に支援につながるよう、引き続き気軽に相談できる窓口の周知に努める必要があります。

また、DV相談者の状況も多様化しており、一つの部署で解決することは困難な状況にあるため、日光市配偶者暴力支援センターを中心として、関係機関が相互に連携・情報共有し、被害者が必要としている支援につながるよう、ネットワークづくりを強化していく必要があります。

■図表 配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度



※10 デートDV：恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。

※11 配偶者暴力相談支援センター：配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関です。

基本目標Ⅲ DV被害者の自立支援

○DV被害者の負担を軽減するため、支援が必要な場合には、DV被害者本人同意のもと、窓口での各種手続きに婦人相談員が同行支援を行っています。

DV被害者が安全な状況で、経済的・精神的に自立するためには、継続的な見守りや支援が不可欠です。特に子どもがいる場合には、DVは児童虐待と密接に関係している場合が多く、加害者から受けた暴力が子どもにも大きく影響することから、家庭児童相談員や保健師と連携し、子どもの心身のケアに努めるとともに、DV被害者が必要とする社会資源との連携といった、広域的な自立支援が必要となります。

基本目標Ⅳ DV対策の推進体制づくり

○日光市男女共同参画社会づくり推進本部及び同幹事会を庁内に設置し、施策管理などの庁内ネットワークの構築を図っています。また、日光市配偶者暴力防止対策ネットワーク会議を設置し、DV防止対策並びにDV被害者の適切な保護及び自立支援について、関係機関との情報共有を行っています。

市全体でDV防止を推進するため、引き続き啓発事業から支援事業まで、DV対策事業の取組みを充実していく必要があります。

目標設定指標*	策定当初 (H26)	現状 (R01)	目標値 (R03)
配偶者からの暴力について正しく理解している人の割合	—	79.0%	80%
「DV」や「デートDV」の意味を知っている高校生の割合	71.0%	67.0%	77%

*男女共同参画プラン日光（第2期計画）基本目標Ⅰ施策の方向1【再掲】

8. 日光市働く女性の活躍プランの成果と課題

平成 29 年から令和 2 年度を計画期間とする「日光市働く女性の活躍推進プラン」の進捗状況について、「成果指標（アウトカム指標）＝取り組みの結果、“何”が“どのように”になっているか」を元に評価を行うため、令和元年度末の目標値に対する達成状況を評価しました。

施策 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等については、一般事業主行動計画の策定企業数が増加し、目標値の達成に向けて順調に推移しています。引き続き、広報紙やホームページの利用、商工会議所等の連携を通して制度の周知啓発を行う必要があります。
- 男女共同参画推進事業者表彰等の表彰数については、毎年一定数の表彰を行うことで、順調に増加しています。引き続き、取り組み内容の表彰と、好事例の発信を行う必要があります。
- 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置として、制度等の情報提供、キャリアアップの講座や研修の実施、学校教育におけるキャリア教育等の推進を行いました。事業所を対象とした調査において、女性管理職の割合が目標を達成している状況ですが、引き続き、女性の登用促進のための支援を行う必要があります。
- 情報の提供及び啓発活動としては、女性の職業生活における活躍の推進に関する海外や国内の情報の提供、法律の趣旨や理念の啓発、職業生活と家庭生活との両立を図るための啓発や研修会の実施などを行いましたが、アンケート調査におけるワークライフバランスの認知度はいまだ低く、目標を達成していません。引き続き、セミナー開催や周知広報を行う必要があります。

施策	目標設定指標	策定当初 (H27)	現状 (R01)	目標値 (R03)
施策 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置	一般事業主行動計画の策定中小企業数（累計）	0 社	13 社	15 社
	男女共同参画推進事業者等の表彰数（累計）	15 社	28 社	30 社
	民間企業の女性管理職の割合（市民意識調査）☆	10.3%	24.1%	20.0%
	ワークライフバランスの認知度（市民意識調査）☆	24.6%	34.5%	55.0%

☆表中に市民意識調査とあるものは、平成 26 年及び令和元年に市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」から数値を把握しています。

施策2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- 男性の意識と職場風土の改革として、男性の家事・育児等への家庭生活の参画が重要となることから、育児休業制度の周知啓発や、「主婦休みの日」などの記念日の周知、経営者や管理職を対象としたワークライフバランスセミナーの実施、「父子手帳」の配布などを行いました。
- 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備として、職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援・介護サービス環境の整備や、定時間労働の是正・休暇の取得促進に向けた取組の推進、柔軟な働き方を行う取り組みの支援、職場の風土改革に効果的な人事評価制度の普及啓発などを行いました。
- ハラスメントのない職場の実現を目指し、マタニティ・ハラスメント^{※12}、パタニティ・ハラスメント^{※13}に関する知識の啓発、職業生活と家庭生活の両立や、女性の活躍推進に向けた積極的な意識啓発を行いました。
- 事業者を対象とした調査において、男性の育児休業の取得率は目標を達成していますが、法定を上回る育児休業制度の整備率、セクシュアル・ハラスメントの認知度は目標を達成していません。目標の達成に向けて、周知広報、セミナー等の意識啓発のための取組を行います。

施策	目標設定指標	策定当初 (H27)	現状 (R01)	目標値 (R03)
施策2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備	男性の育児休業取得率（市民意識調査）	4.8%	12.5%	8%
	法定を上回る育児休業制度整備率（市民意識調査）☆	12.1%	2.9%	20%
	セクシュアル・ハラスメントの認知度（市民意識調査）☆	79.1%	81.6%	100%

☆表中に市民意識調査とあるものは、平成26年及び令和元年に市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」から数値を把握しています。

※12 マタニティ・ハラスメント（maternity-harassment）：「マタハラ」とも呼ばれ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味することばです。

※13 パタニティ・ハラスメント（paternity-harassment）：「パタハラ」とも呼ばれ、配偶者等の妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、育児休業や育児短時間勤務の取得を妨げられる、育児参加を否定するような言動を受ける、降格させられるなどの不当な扱いを意味することばです。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

このプランは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

(1) 男女の人権の尊重

男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重され、個人としての能力を発揮できる機会が確保されることが必要です。また、男女の性別に起因した暴力が根絶されることが必要です。

(2) 社会における制度または慣行の見直しと意識改革

男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、一人ひとりの生き方を自ら選択できるように社会の制度や慣行を見直し、意識改革を進めていきます。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策やあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保していきます。

(4) 家庭生活と他の活動の両立

男女が家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と社会における活動との両立ができるよう配慮します。

(5) 男女の人権の尊重を基本とする教育の実施

家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育を、男女の人権の尊重を基本として行います。

(6) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴や性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営めるようにします。

(7) 国際社会の動向を踏まえた協調ある取り組み

男女共同参画の推進は、国際社会と密接な関係があることから、常に国際社会の動向を注視し、協調ある取り組みを進めていきます。

2. めざす姿

日光市では、市民と行政のパートナーシップのもと、

一人ひとりが輝く男女共同参画社会

をめざす姿として掲げ、その実現に向けた取り組みを、総合的かつ計画的に推進していきます。

3. 基本目標

このプランは、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の構築をめざしています。このめざすべき男女共同参画社会の実現に向けて、市民・団体・事業者・行政が一体となって取り組み、各分野における施策が推進できるよう、先に掲げた7つの基本理念を踏まえて、次の4つの基本目標を掲げます。

I 意識をもとう

男女平等意識を高め、お互いを尊重し、一人ひとりが能力を発揮できるよう社会制度や慣行を見直すとともに、すべての市民が男女平等意識を持つことができるよう、働きかけます。

II 環境をつくろう

男女が共に健やかに暮らすことができるとともに、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画し、生涯を通じて充実した生活を送ることができる環境をつくります。

III 参画しよう

誰もが暮らしやすい社会をつくるため、男女が共に自立した個人として、あらゆる分野に積極的に参画します。

IV 推進しよう

男女共同参画の推進に係る国際的な動きと密接に連動するとともに、市民・団体・事業者・行政が連携し、それぞれの立場で総合的・計画的に施策を推進します。

4. 計画の体系

めざす姿	基本目標	施策の方向	施策
一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして	I 意識をもとう	1 男女の個人としての人権尊重 【基本理念①】	1 男女間のあらゆる暴力の根絶 【日光市配偶者からの暴力対策基本計画】
			2 人権尊重意識の高揚
		2 男女共同参画意識の醸成と多様な生き方の選択 【基本理念②】	3 社会制度・慣行の見直しと意識改革
			4 広報・啓発活動の充実
		3 男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実 【基本理念⑤】	5 家庭や地域社会における教育の充実
			6 学校・幼稚園・保育園における教育の充実
	II 環境をつくろう	4 生涯を通じた心身の健康な生活の実現 【基本理念⑥】	7 ライフステージにあわせた健康づくりへの支援
			8 援助を必要とする人への支援
			9 防災・防犯活動への参加促進
		5 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の促進 【基本理念④】	10 子育て・介護サービスの充実 【日光市働く女性の活躍推進プラン】
			11 働きやすい職場環境の整備の促進 【日光市働く女性の活躍推進プラン】
			12 地域活動への参加促進
	III 参画しよう	6 政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進 【基本理念③】	13 働く場における女性の活躍推進 【日光市働く女性の活躍推進プラン】
			14 政策・方針決定の場への女性の参画推進
			15 人材育成の支援
	IV 推進しよう	7 国際的な取り組みとの協調と国際理解の促進 【基本理念⑦】	16 国際的な取り組みの情報収集・提供 【日光市働く女性の活躍推進プラン】
			17 国際交流・支援の推進
		8 推進体制の充実	18 市の推進体制の充実
			19 市民・地域・行政との連携
			20 国や県・他自治体・関連機関との連携

5. 目標設定指標一覧

プランに基づく取り組みを効果的に実施するため、8つの施策の方向ごとに成果目標を設定し、その取り組みの効果を検証します。

めざす姿	基本目標	施策の方向	施策番号	項目	現状値 (R01)	目標値 (R07)
一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして	意識をもとう	1 男女の個人としての 人権尊重 【基本理念①】	1	配偶者等からの暴力について正しく理解している人の割合(市民意識調査)	79%	85%
				「DV」や「デートDV」の意味を知っている高校生の割合	67%	80%
			2	LGBTの意味を理解している市民の割合(市民意識調査)	-	85%
		2 男女共同参画意識の 醸成と多様な生き方の 選択 【基本理念②】	3	男女共同参画フォーラムの男性の参加者の割合	-	45%
				社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合(市民意識調査)	16.3%	30%
			4	広報記事「はーとふる日光」の認知度(市民意識調査)	36.20%	50%
				男女共同参画に関する市民アンケート回収率(市民意識調査)	39.50%	50%
		3 男女共同参画の実現 に向けた教育・学習 機会の充実 【基本理念⑤】	5	家庭教育支援団体を活用した講座数	28回	30回
				家庭教育関係講座・講演会実施回数	181回	160回
	環境をつくろう	4 生涯を通じた心身の 健康な生活の実現 【基本理念⑥】		妊産婦健康診査受診率	99%	100%
				プレママ教室の男性参加の割合	100%	100%
			7	杉並木大学校の受講者数	75人	96人
				乳がん検診受診率(30歳～39歳)	52.60%	60%
				子宮がん検診受診率(20歳～39歳)	40.80%	60%
			8	在宅介護オアシス支援施設利用者数(延べ)	24,233人	25,500人
		5 仕事と生活の調和 (ワークライフバランス)の促進 【基本理念④】		高齢者の総合相談受付件数	9,586件	10,500件
			9	防災訓練を実施した中学校区	12中学校区	15中学校区
			10	保育所の待機児童数	0人	0人
				ファミリー・サポート・センター協力会員数	216人	240人
			11	男女共同参画推進事業者等の表彰数(累計)	28事業所	45事業所
				男性の育児休業取得率(市民意識調査)	12.5%	20%
				法定を上回る育児休業制度整備率(市民意識調査)	2.9%	15%
				セクシュアル・ハラスメントの認知度(市民意識調査)	81.6%	100%
			12	市民活動支援センター登録団体数	162団体	180団体
				シルバー人材センター就業者数(延べ)	62,319人	63,000人
				環境学習センター来訪者数	674人	800人
	参画しよう	6 政策・方針・意思決定の場への男女共同 参画の促進 【基本理念③】	13	家族経営協定の締結数	137戸	140戸
				女性の認定農業者数	16人	20人
				一般事業主行動計画の策定中小企業数(累計)	13社	15社
				男女共同参画推進事業者等の表彰数(累計)	28社	45社
			14	民間企業の女性管理職の割合(市民意識調査)	24.1%	30%
				ワークライフバランスの認知度(市民意識調査)	34.5%	55%
			15	各種審議会・委員会への女性登用率(地方自治法202条の3第1項に基づく)	35.1%	40%
				女性委員のいない審議会・委員会等の数を0にする	5審議会	0審議会
	推進しよう	7 国際的な取り組みとの 協調と国際理解の促進 【基本理念①】	16	世界の女性を取り巻く状況の情報提供	9件	12件
			17	日光市内における外国人と交流したいと考える日本人の割合(市民アンケート調査)*1	57.4%	65%
		8 推進体制の充実		男性職員の配偶者出産休暇取得率	69.2%	100%
			18	男性職員の育児参加休暇取得率	19.2%	80%
				年次有給休暇取得日数*2	12.8日	15日
			19	自治会・NPO法人・ボランティアに対する男女共同参画の啓発回数	3件	3件
			20	男女共同参画に関する国や県、他市町村の情報提供回数	-	6回

*1 目標値は市民アンケート実施予定の令和6年度の数値とします。

*2 市職員の平均取得日数。

第4章 計画の内容

I 意識をもとう

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、男女共同参画に対する理解を市全体として持ち、男女が共に互いの人権を尊重し合い、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような生き方が尊重されなければなりません。

特に配偶者等からの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けていくことが重要です。

しかし日光市男女共同参画に関するアンケートをみると、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は前回調査に比べて改善されているものの、依然として残っています。さらに、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりのうえ」、「社会全体」などでは、「平等になっている」と回答した割合の増加も見られるものの、全体として女性に比べて男性の方が優遇されていると考える市民の割合が高く、また前回調査よりも増加していることから、この4年間でさらに不平等感が高まっていることがわかりました。

このような意識は、長い時間をかけて形成されてきたものであり、女性にとっても男性にとっても、あらゆる分野での活躍を阻害する要因となります。時代と共に意識が変わりつつありますが、すぐに改善されるものではありません。

そのため、少しずつ社会慣行や制度が見直され、市民が男女共同参画に関する認識を深め、少しでも市全体の意識が改善されるよう、引き続き、広報・啓発活動を行います。

特に、男女共同参画に対する理解を深めるためには、教育が重要な位置を占めることから、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実を図ります。

施策の方向1 男女の個人としての人権尊重

男女共同参画社会の基本となるのは人権の尊重です。誰もが生まれながらにして持っている人間としての権利は、どのような時でも尊重されなければなりません。

しかし、DVやセクシュアル・ハラスメント^{※14}等の人権を侵害する行為が男女共同参画社会の実現を大きく阻んでいる現状があります。特にDVは、家庭内で行われるため発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題として捉えられやすく、潜在化しやすい傾向にあります。

現状と課題

■現状

- 本市において、平成22年8月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者にとって最も身近な相談窓口として相談者の意思を尊重した支援を行っています。また、平成22年に策定した「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」を見直し、平成28年に「日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第2期計画）」を策定しました。
- 日光市男女共同参画に関するアンケートにおいて、身体的な暴力、精神的な暴力について「被害の経験がある」がそれぞれ6.1%、7.0%となっています。男性の被害者もいますが被害者の多くは女性となっており、その対策が求められています。
- 配偶者等からの暴力の経験のある方が相談した相手について、「家族や親戚に相談した」、「友人に相談した」が多い状況です。市の相談窓口など公的な機関に相談した方の割合は1割に満たないことから、被害者が適切な機関に相談できるような支援が今後も求められます。
- 内閣府の調査では若い世代における交際相手からの暴力（デートDV）も問題になっており、平成26年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となりました。
- 近年、国内において性的指向・性自認（性同一性）^{※15}についての関心が高まっています。しかし、性的マイノリティ（LGBTQ）^{※16}といわれる方々は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中で様々な困難に直面しています。

■課題

- 今後も引き続き、男女の性別に起因した暴力の根絶をめざすため、総合的で一体的な取り組みが必要です。
- 性的マイノリティ（LGBTQ）といわれる方々が、偏見や差別を受けることなく、自分らしく生活ができるように、人権教育・啓発を通して、性の多様性を認め合う意識の醸成を図る必要があります。

^{※14} セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせのことをいいます。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

^{※15} 性的指向・性自認：性的指向とは、恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向であり、性自認とは、自己の性別についての認識を指します。

^{※16} 性的マイノリティ（LGBTQ）：性的指向が同性や両性に向いている人、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人などをいいます。

具体的な取り組み

1 男女間のあらゆる暴力の根絶【日光市配偶者からの暴力対策基本計画】

男女間のあらゆる暴力を根絶するため、暴力そのものに対する認識を高めるべく、一層の広報・啓発を図るとともに、関係機関との連携のもと、被害者の状況に応じたきめ細やかで切れ目のない支援を行います。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
1	D V 根絶に向けたホームページ等を活用した継続的な啓発事業	①市の各種窓口や女性用トイレ、医療機関等にD V防止啓発リーフレットやカード等を設置及び各種セミナー等においてD V防止啓発リーフレット等を配布し、D Vへの正しい理解を啓発するとともに相談窓口を周知する広報活動を行います。 ②市ホームページを活用し、D V被害者が適切な相談につながるよう、D V根絶に向けた情報提供を、ホームページをはじめとした様々な媒体を通じて行います。	人権・男女 共同参画課
2	若者へのデートD V啓発事業	市内高校生や成人式参加者へ、デートD V防止パンフレットを配布します。また、男女共同参画セミナー高校生編の開催時に、デートD V防止の意識づけに関する啓発活動を実施します。	人権・男女 共同参画課
3	人権教育・人権啓発活動と連動した効果的な啓発活動の実施	①11月の「女性に対する暴力をなくす運動 ^{※17} 」期間中に開催するイベントにおいて啓発活動を実施します。 ②日光市教育委員会や人権擁護委員等各種機関と連携し、家庭教育学級や人権講座において意識啓発を行います。	人権・男女 共同参画課 学校教育課 生涯学習課
4	配偶者暴力相談支援センターの運営	D V被害者にとって最も身近な相談窓口として、D V相談に総合的かつ円滑に対応するため、関係部署・関係機関等と連携し、D V被害者が抱えている個々の事案に応じたきめ細かな相談支援を行います。	人権・男女 共同参画課
5	二次被害の防止対策	D V被害者の気持ちに配慮し、各窓口で円滑に手続きができるよう「共通相談シート」を活用し、相談者の負担軽減を図ります。	人権・男女 共同参画課

^{※17} 女性に対する暴力をなくす運動：女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12年度から実施しています。11月25日（国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」）を最終日とする2週間です。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
6	婦人相談員の資 質の向上	婦人相談員の援助技術向上のため、各種研修等において専門知識の習得に努めます。	人権・男女 共同参画課
7	安心して相談で きる環境の整備	DV被害者が安全・安心に相談することができるように、相談時の対応や相談環境について、細心の注意を図ります。	人権・男女 共同参画課
8	NPO法人との 連携	DV被害者の生活圏外での相談の場を確保するため、NPO法人等と連携を図ります。	人権・男女 共同参画課
9	緊急時における 被害者の安全確 保	緊急時においては、警察や栃木県配偶者暴力対策ネットワーク会議、県内関係機関との連携により、速やかに被害者の安全確保を行います。	人権・男女 共同参画課 生活安全課
10	一時保護者への 支援	一時保護後の生活に円滑に移行できるよう、入所期間中に婦人相談員が保護命令申し立て等への同行支援を行うほか、退所後も安心して生活ができるよう、助言・指導等を行います。	人権・男女 共同参画課
11	DV被害者に寄 り添った自立支 援の徹底	各種手続きにおいて、DV被害者の同意に基づき、「共通相談シート」を活用し、婦人相談員の同行支援により迅速な対応を実施します。	人権・男女 共同参画課
12	個々の状況を踏 まえた就業に関 する情報提供・生 活支援の実施	ひとり親家庭を対象として、母子・父子自立支援員による就労支援や母子父子寡婦福祉貸付金等の相談支援を行うとともに、ハローワークと連携し職種情報・就職後の生活支援の情報などの就労支援を行います。	人権・男女 共同参画課 商工課
13	一時保護後の住 居確保支援及び 市営住宅入居に おける配慮の実 施	関係機関との情報共有と連携を図り、被害者のニーズに合った住まいが確保できるよう支援を行います。	人権・男女 共同参画課 建築住宅課 及び各行政 センター
14	子どもや高齢者 を同伴するケー スへの対応の充 実	①子どもや高齢者など同伴者がいる場合には、関係機関と連携し、個人情報の取り扱いに配慮した手続きを行うとともに、二次被害を防止するために、適切な情報管理を行います。 ②特に子どもの同伴者がいる場合には、DV被害者親子の心のケア、安全確保、健康回復に向け、家庭相談員や保健師及び関係機関と連携し対応します。	人権・男女 共同参画課 健康課 子育て 支援課 学校教育課 高齢福祉課
15	NPO法人との連 携・協働の推進	NPO法人と連携・協働により、市外など広範囲な自立支援に必要な情報提供を実施します。	人権・男女 共同参画課

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
16	被害者の必要とする社会資源との連携・協働の推進	DV被害者の状況に応じ、医療機関や各種福祉施設、弁護士などの社会資源との連携・協働により、離婚・親族等の民事問題に関する情報提供や各種相談窓口の紹介を行います。	人権・男女 共同参画課
17	関係職員の窓口対応力の向上	関係職員の窓口対応力の向上を図るため、「DV被害者対応マニュアル」を活用し、実務に即した研修会を行います。	人権・男女 共同参画課
18	DVネットワークの構築	①人権擁護委員・民生委員児童委員・医療機関・学校・警察・民間団体などで構成する、日光市配偶者暴力防止対策ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図ります。 ②他自治体との連携・相互協力体制の拡充により、他自治体へ避難したDV被害者が迅速適切な支援が受けられるよう、情報の共有化を図り連携を強化します。	人権・男女 共同参画課

2 人権尊重意識の高揚

誰もが性別にかかわらず一人の人間として個人が尊重され、社会のあらゆる分野に参画することができるよう、様々な機会を通じた啓発活動や情報の提供を行い、男女共同参画の基本となる人権を尊重する意識をはぐくみます。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
19	人権相談事業	地域における様々な人権問題に対して、人権擁護委員による人権相談を実施します。	人権・男女 共同参画課
20	人権の啓発活動の実施	人権に関する講演会や人権教育研修会などの各種啓発活動を行うとともに、児童生徒に人権について考えさせる授業を行います。また、学校において人権だよりを発行します。 これらの活動を通し、人権意識や、性の多様性を認める意識の醸成を図ります。	学校教育課 人権・男女 共同参画課
21	小中学生人権尊重啓発標語・ポスター募集事業	人権尊重の理念に対する理解を深めるため、全小中学校を対象に人権尊重啓発標語・ポスターを夏休みの課題として募集します。	生涯学習課 学校教育課
22	パートナーシップ宣誓制度の実施	日光市パートナーシップ宣誓制度を実施し、性的マイノリティについての理解促進を図ります。	人権・男女 共同参画課

施策の方向2 男女共同参画意識の醸成と多様な生き方の選択

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

しかし、私たちの意識の中には、「男性は仕事、女性は家庭」等の固定的な性別役割分担意識が気づかないうちに働き、男女の生き方を固定することにより、自由な発想や多様な人生の選択を妨げる原因となっているものが少なくありません。近年、特に男性のこのような意識に対する改革が重要視されるようになっていきます。

現状と課題

■現状

- 男女平等に関する意識については、社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合が16.3%となっており、平等感が低くなっています。
- 男女共同参画に関することばやことからの認知度は、「男女共同参画社会基本法」や「デートDV」、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※18}」の認知度が特に低くなっている状況です。
- 市において、男女共同参画社会づくりフォーラム in 日光、男女共同参画セミナーの開催や広報紙「は一とふる日光」を発行（令和元年度からは市広報「広報につこう」内記事として掲載）するなど、男女共同参画に関する啓発を行ってきましたが、日光市男女共同参画に関するアンケートでは、広報紙「は一とふる日光」の認知度は3割、男女共同参画社会づくりフォーラム in 日光、男女共同参画セミナーの認知度は2割となっており、特に男性の認知度が低くなっています。

■課題

- 市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭、学校、地域などのあらゆる場面において男女平等の視点を持つことができるよう、また、女性と男性双方に男女共同参画意識の醸成を図れるよう、引き続き講演会や広報紙などの様々な機会や広報媒体を通じた広報・啓発活動が求められます。

^{※18} リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Reproductive Health and Rights）：性と生殖に関する健康と権利と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルスと呼びます。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。

具体的な取り組み

3 社会制度・慣行の見直しと意識改革

男女の生き方の選択や個性・能力を発揮する機会の妨げとなっている社会制度・慣行について見直しを進めるとともに、市民一人ひとりの意識改革を促進し、慣習や伝統に基づく固定的な性別役割分担意識を是正するきっかけづくりを行います。

特に、講座等については、さらなる男性の参加者の増加を促し、性差の役割分担を考えるきっかけとします。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
23	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催し、市民の人権意識・男女共同参画意識の向上につながり、市民自らが学ぶ学習機会が創出されます。	人権・男女共同参画課
24	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、地域が必要とするテーマでセミナーを開催します。人権意識の向上と、市民自らが考え学ぶ学習機会を創出します。	人権・男女共同参画課

4 広報・啓発活動の充実

男女共同参画に関する市民の理解を深めるとともに、市の男女共同参画に対する取り組みの認知度をあげるため、様々な機会をとらえ、各種広報媒体を活用して、きめ細かな広報・啓発活動を推進します。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
25	広報記事「はーとふる日光」の掲載	市広報紙に啓発記事を掲載することで、男女共同参画の視点に立った正しい情報が発信されます。また、市民の男女共同参画に対する理解が深まるとともに、意識の向上につながります。	人権・男女共同参画課
26	市ホームページへの掲載	市ホームページに、男女共同参画の理解と啓発のための記事を掲載します。 市ホームページに男女共同参画の記事を掲載することで、男女共同参画の理念の周知を図るとともに、市民の男女共同参画意識の向上につながります。	人権・男女共同参画課

施策の方向3 男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。男女平等意識をはぐくみ、男女が共に個性と能力を発揮するためには、乳幼児期から高齢期に至る様々な発達段階での教育・学習の果たす役割が非常に重要となり、家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野において男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図る必要があります。

現状と課題

■現状

- 男女の地位の平等感については、家庭、地域、職場などに比べ、学校教育の場における平等感が最も高くなっています。社会において男女平等となるよう、学校ではぐくまれた男女平等意識を家庭、地域、職場等あらゆる場面において生かすことが重要になります。

■課題

- 男女が共に各人の生き方、適性を考え、一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会の様々な分野に参画することができるよう、生涯を通じた男女共同参画に関する学習の機会を提供する必要があります。
- 保育園や幼稚園、学校において、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切にし、他人を思いやり、尊重するというような人権意識を醸成し、男女共同参画の視点に立った教育を推進する必要があります。

具体的な取り組み

5 家庭や地域社会における教育の充実

市民が生涯にわたって男女共同参画について学ぶことができ、社会のあらゆる分野に参画することができるよう、多様な学習機会の提供を行います。

また、男女平等意識をはぐくむうえで、乳幼児期からの家庭環境は大きな影響を持つことから、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する指導者の育成や講座等の充実に努め、家庭における教育力の向上を支援します。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
27	家庭教育指導者を活用した講座の開催	家庭教育オピニオンリーダーや親学習プログラムなど家庭教育に関する研修修了者が所属する団体による講座の開催を推進します。	生涯学習課
28	家庭教育関係講座・講演会の開催	家庭における子どもの教育に必要な知識や技術を学習する機会を、保護者だけではなく家庭教育にかかわる多くの人に提供します。	生涯学習課
29	ひかりの郷にっこう出前講座	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学び合うことができる学習機会を提供します。	中央公民館

6 学校・幼稚園・保育園における教育の充実

学校教育において、発達段階を踏まえ、人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する教育を行うとともに、教職員等についても、男女共同参画に関する教育を推進するため、研修会等への参加を促進します。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
30	学校教育における性教育事業	各学校が保健・体育や学級活動の時間を中心に性に関する指導を実施します。	学校教育課
31	児童生徒への人権教育の推進	教科学習や特別活動などの学校教育全体を通じて、児童生徒が男女の固定的イメージや役割分担意識を持つことがないよう、男女の人権に関する教育を行います。	学校教育課

II 環境をつくろう

男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画できる環境づくりが重要です。

急激な少子高齢化により、我が国全体が子育てや介護に関する問題に直面しています。働きたい人が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できるよう、仕事と家庭生活及び社会活動などの調和、いわゆるワークライフバランスを図り、男女が共に生涯を通じて充実した生活を送れるようにするための取り組みが重要とされています。

このワークライフバランスとは、「仕事」と、子育てや介護、家庭生活、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれている状態を指します。「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」では、めざすべき社会の姿として「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を掲げ、日本全体でめざしていくという大きな方向性が示されています。

このことから、一人ひとりが理想の生活に近づけるよう、社会全体で取り組むことの必要性や、ワークライフバランスの重要性を広く周知し、啓発を進めます。

また、男女はその性別の違いにより、異なる健康上の問題が生じます。男女が互いの性について理解し、尊重し合いながら健康に生きていくことは、男女共同参画を推進するための前提となるものです。そのため、ライフステージに応じて性に関する正しい知識を身につけられるよう幅広い世代への教育・啓発に努めるとともに、生涯を通じて安全・安心で健康な暮らしを送ることができるよう、健康づくりへの支援を進めます。

施策の方向4 生涯を通じた心身の健康な生活の実現

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の形成の前提となります。男女が共に生涯を通じて健康な生活を実現するためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

また、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の中には、様々な困難を抱える人々が増加しており、特に女性については、出産・育児等によって就業を中断したり、非正規雇用者となるなど、生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。それぞれの能力を発揮した社会参画を進めるためには、男女共同参画の視点に立った様々な支援が必要です。

さらに、近年の災害の教訓から、防災・防犯活動においても、男女共同参画社会の視点に立った取り組みが求められています。

現状と課題

■現状

- 女性は妊娠や出産等、生涯を通じて男性と異なる身体上の問題に直面することがあることから、互いに十分理解することが求められます。
- 高齢者は、経済的基盤が脆弱であることに加え、社会的なつながりの希薄化等により、地域や社会から孤立した暮らしになりやすい傾向があります。高齢化が進行する本市においても、高齢者への地域での見守り支援を強化する必要があります。
- 障がい者やひとり親家庭については、生活の場の確保や安定した収入の確保など自立した生活に向けた環境づくりが求められています。
- 日光市男女共同参画に関するアンケートでは、防災活動に関して男女共同参画社会を推進していくために必要だと思うことについて、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策等）」「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品等）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」の回答が6割を超え、高くなっています。

■課題

- 男女が互いに心身の健康について正しい知識を身につけ、主体的に行動して、自分の健康を管理することができるよう、ライフステージにあわせた健康づくりを支援する必要があります。
- 高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の様々な困難を抱える人々が生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、地域全体で支え合う環境づくりの推進が必要です。
- 災害時に受ける影響は、男女間で違いが生じることに配慮した避難所の運営や支援等、男女双方の視点に立った安全・安心の確保に取り組むとともに、市民一人ひとりを市民全体で守るという共通認識を持ち、誰もが安全・安心な生活が送れるよう、地域の防災・防犯活動を支援する必要があります。

具体的な取り組み

7 ライフステージにあわせた健康づくりへの支援

男女が生涯を通し、性別に応じた的確に自己管理ができるよう支援します。

また、健康の保持増進に向けた健康指導やスポーツを通じた健康づくり、地域活動への参加が図れるような講座等を開催し、ライフステージにあわせた総合的な支援を行います。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
32	不妊症対策支援事業	不妊治療が必要であると医師に診断され、医療機関で不妊治療を受けた方に、治療費の一部を助成します。	子育て支援課
33	妊産婦健康診査事業	安心して妊娠・出産に取り組めるようにするため、妊産婦健康診査を実施し、妊娠時及び産後の異常の早期発見・早期治療等を促進するとともに、妊産婦の健康管理の向上を図ります。	健康課
34	プレママ教室	妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産、産後にかけて、体とこころの変化及び食事等について、必要な知識を身につけてもらい、健康維持のための生活習慣の基礎をつくるとともに、妊婦同士の仲間づくりの場を提供します。	健康課
35	ニュースポーツフェスティバルの開催	生涯にわたりスポーツに親しめるよう、気軽に取り組めるニュースポーツの体験を通し、市民の世代間交流と健康の維持増進、生涯スポーツの普及に努めます。	スポーツ振興課
36	杉並木大学校の開催	高齢者の生きがいのある豊かな生活を実現させるため、学習の場を提供します。	中央公民館
37	乳がん・子宮がん検査の実施	女性特有の疾病の予防・早期発見のため、乳がん・子宮がん検査を実施します。	健康課

8 援助を必要とする人への支援

高齢者、障がい者やひとり親など、様々な困難を抱える人々が地域で安心し、自立した生活が送れるよう支援を行います。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
38	在宅介護オアシス支援事業	乳幼児及び児童に対する保育並びに障がい者及び高齢者に対する日常的な集いの場を提供します。	高齢福祉課
39	地域支援事業	介護や福祉に関する様々な困りごとを電話や来所、また訪問により相談を受け、保健師と主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職が連携しながら高齢者やその家族の方たちの生活を支援します。	高齢福祉課 地域包括支援センター ※19
40	障がい者相談支援事業	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、総合的な観点からサービス利用などの適切な利用支援を行うことで、障がいがあっても安心して暮らせる環境を整えることができます。	社会福祉課
41	ひとり親家庭への相談・自立支援の充実	ひとり親からの様々な相談を受けるとともに、就労をはじめ自立に向けての支援を行います。	人権・男女共同参画課
42	「生理の貧困」解消支援事業	経済的に困窮している世帯の女性に対して、防災備蓄物品を有効活用し、必要とする方に生理用品を配布します。 また、市立小中学校においても同様に、生理用品を配布します。	社会福祉課 学校教育課

9 防災・防犯活動への参画促進

市民一人ひとりを市民全体で守るという共通認識を持ち、誰もが安全・安心な生活が送れるよう、地域ぐるみで防災・防犯活動に取り組みます。また、女性と男性それぞれに配慮し、男女共同参画の視点に立った防災・防犯活動を推進します。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
43	防災意識の普及事業	災害に備え、防災意識の啓発に取り組むとともに、防災情報の適切な伝達、災害予防対策など防災、減災対策の充実を図ります。	総務課
44	自主防犯団体支援事業	地域の防犯意識の向上、及び防犯体制の強化を図るために、防犯パトロール用品貸出等の支援を行います。	生活安全課

※19 地域包括支援センター：地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

施策の方向5 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の促進

男女が共に、多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野に対等に参画し、また、充実した生活を送るためには、ワークライフバランスを実現し、仕事と仕事以外の生活のそれぞれの場面で責任と喜びの双方を分かち合うことが必要です。

仕事を中心にしている人、家事・育児や地域活動を中心にしている人など様々ですが、ワークライフバランスとは、性別や年齢にかかわらず、一人ひとりが子育て期、中高年期といった人生の様々な段階に応じて、希望する「自分らしい」多様な生き方が選択・実現できることを指します。ワークライフバランスの実現は、個人にとって、仕事により生活の基盤を確保しつつ、家族や友人との充実した時間や、自己啓発・地域活動への参加の時間を持つことができるなど、豊かな生活を可能にします。また、子育てや介護など、個人の状況に応じた、多様で柔軟な働き方が選択できるようになります。

企業にとっては、優秀な人材の確保と定着、従業員のモチベーションアップと心身の健康保持、これらによる生産性の向上やイメージアップというメリットが期待できます。さらに相乗効果として、家族で過ごす時間の充実や地域活動の活性化等、社会全体の好循環につながります。

現状と課題

■現状

- 長時間の労働や、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。日光市男女共同参画に関するアンケートでは、男性は『仕事』と『家庭生活』と『地域活動・個人の活動』をともに優先する生活を、女性は『仕事』と『家庭生活』をともに優先する生活を理想とする割合が最も高くなっているものの、現実では男性は仕事、女性は家庭生活を優先している結果となっており、理想の生活を送れていない状況となっています。
- 事業者対象調査では、過去1年間に配偶者が出産した従業員数に対して育児休業を取得した男性の割合は12.5%となっており、男性の育児参画が課題となっています。
- 仕事と家庭の両立にあたり重要だと思うことについてみると、「保育園等、社会のサポート体制の充実」や「休業取得に対する上司、同僚の理解浸透」が多くなっています。

■課題

- 男性も直面する家事・子育てや介護の課題を解決し、長時間労働の抑制や働き方の見直し、女性も働きやすい環境づくりに向け、市民、地域活動団体等様々な主体が連携し、男女が共に自らの多様な生き方を選択できるよう、家庭、地域、職場等様々な環境の整備が必要です。

具体的な取り組み

10 子育て・介護サービスの充実【日光市働く女性の活躍推進プラン】

男女が共に、子育てや介護を担うことができるよう、多様なニーズに応じた子育て・介護サービスを提供します。

また、誰もが安心して子育て・介護をしながら、仕事や地域活動に参画することができるよう、社会全体で子育て・介護を支援する取り組みを促進します。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
45	乳幼児健康相談	乳幼児のより良い成長、発達と育児を支援するため、身体計測、栄養指導、保健指導、運動発達相談、育児相談等を行います。	健康課
46	保育サービスの充実	多様な子育てニーズに対応するため、病児・病後児保育、休日保育、延長保育、障がい児保育などの様々な保育サービスを提供します。	子育て支援課
47	ファミリー・サポート・センター※20推進事業	病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、地域の相互援助による、ファミリー・サポート・センター事業を充実します。	子育て支援課
48	地域子育て支援センターの充実	在宅で子育てをする保護者に対する育児不安の相談指導、子育てサークルへの支援など、地域子育て支援センター事業を充実します。	子育て支援課
49	放課後児童対策推進事業	児童が放課後を安心して過ごすことのできる場を確保するため、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの施策と連携しながら総合的な放課後児童対策を推進します。	子育て支援課
50	子育てしやすい環境づくりのため情報提供	保育園の保育サービスや子どもの居場所づくりなどの子育て支援サービスガイドブックの作成やニコニコ子育て応援サイトにより、子育てしやすい環境づくりのため情報提供に努めます。	子育て支援課
51	日光市介護職員初任者研修講座開催	地域に介護職員が増えることで、介護サービスの提供基盤の強化と介護者の負担軽減につながるため、介護職員初任者研修講座を開催し、介護職員の確保に努めます。	高齢福祉課
52	介護サービスの充実	居宅サービス、施設サービスなど、様々な介護サービスの充実を図ります。	高齢福祉課

※20 ファミリー・サポート・センター：地域において、病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、援助を行いたい人と受けてほしい人が会員となって相互に支え合う事業です。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
5 3	地域包括支援センターの相談体制の充実	介護や福祉に関する様々な困りごとに対応し、高齢者やその家族の生活を支援するため、地域包括支援センターの相談体制の充実を図ります。	高齢福祉課
5 4	在宅介護オアシス支援事業の充実	在宅介護オアシス支援事業の充実を図り、高齢者の介護予防に努めます。	高齢福祉課

11 働きやすい職場環境の整備の促進【日光市働く女性の活躍推進プラン】

男女が共に働きやすく、能力を発揮できる職場づくりのため、休暇制度や短時間勤務など、ライフスタイルに応じた多様な働き方に向けた支援を行います。

また、ワークライフバランスの実現のため、その必要性や効果について、積極的に情報提供・啓発を行うとともに、働きやすい職場環境の整備などに取り組みます。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
5 5	男女共同参画推進事業者等の表彰	男女共同参画を推進している事業者等を表彰することで、周りの事業者等にも男女共同参画の推進を促します。	人権・男女共同参画課
5 6	経営者や管理職への研修会の実施	経営者、管理職を対象にした育児・介護休業取得に関する研修会を実施します。	商工課
5 7	ワークライフバランスセミナーの開催	男女が共に家庭と仕事の両立を図ることができるよう、事業主や労働者、一般市民に対し、ワークライフバランスの重要性を周知する、意識啓発のセミナーを開催します。 男女が共に家庭と仕事の両立を図ることができ、家庭と労働環境が改善されます。	人権・男女共同参画課 商工課
5 8	ワークライフバランス啓発パンフレットの作成	ワークライフバランスの啓発パンフレットを作成し、配布します。	人権・男女共同参画課
5 9	事業所等への男女共同参画に関する情報提供及び啓発	国及び県における労働に関する施策を示した事業者向けの冊子やパンフレット、ポスターなどを掲示・配布したり、セミナーを実施することで、男女共同参画に関する普及啓発を図ります。	商工課

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
60	男性従業員の育児休暇取得の促進に向けた企業への周知啓発	男性従業員の育児休暇取得の促進に向け、企業への周知・啓発を行います。	商工課
61	マタハラ、パタハラに関する知識等の普及及び啓発	マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントを防止するため、事業者や労働者、一般市民に向けて、出産・育児支援制度に関する広報・啓発を行い、知識や制度への正しい理解を促します。	人権・男女 共同参画課 商工課
62	男性の意識と職場風土の改革	①男性の育児休業等の制度や「主婦休みの日」などの記念日について、様々な広報媒体により啓発を行います。 ②経営者や管理職に対し、ワークライフバランスセミナー等の研修会を実施します。	人権・男女 共同参画課 商工課
63	長時間労働の是正・休暇の取得促進	①男女が共に家庭と仕事の両立を図ることができるよう、ワークライフバランスセミナーを開催します。 ②ワークライフバランス啓発パンフレット等を作成し、配布します。 ③生活や健康に配慮した労働時間の設定や年次有給休暇の取得促進等に向けて、各種広報媒体を活用した意識啓発に努めます。	人権・男女 共同参画課 商工課
64	職業生活と家庭生活の両立に向けた事業所の取組促進	①経営者や管理職に対し、ワークライフバランスセミナー等の研修会を実施します。 ②男性従業員の育児休暇取得の促進に向け、企業への周知・啓発を行います。 ③「孫の育児のための休暇」や、「リフレッシュ休暇」、「アニバーサリー休暇」等、法定されていない「特別な休暇制度」に関する好事例について、様々な広報媒体により、労使双方に対する啓発に努めます。 ④育児・介護休業法等、制度の周知啓発に努めます。	商工課 人権・男女 共同参画課

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
65	柔軟な働き方の 推進	①国の行う「テレワークの導入支援並びにフレックス制度の導入及び活用の促進に向けた支援」に関する情報を積極的に発信します。 ②フレックスタイム制度の導入等の柔軟な働き方の推進に取り組み、成果を上げている事業所を表彰します。(男女共同参画推進事業者等の表彰)	商工課 人権・男女 共同参画課
66	職場の風土改革 に効果的な人事 評価制度の普及 啓発	職場の風土改革に効果的な人事評価制度について、様々な広報媒体により労使双方に対する啓発を行います。	商工課

12 地域活動への参画促進

男女が共に地域とのつながりの中で心豊かな生活を送ることができるよう、生きがいきづくり、地域づくり、環境への取り組みといった様々な地域活動に、積極的に参画できる環境づくりを進めます。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
67	市民活動支援センターの充実	市民活動の拠点である市民活動支援センターにおいて、各種団体への相談業務やまちづくりのリーダー育成セミナー、各種団体の交流の場の創出などを実施し、機能の充実を図ります。	地域振興課
68	シルバー人材センター事業	知識、経験、技能を生かした職業の場を提供するとともに、各種研修会を実施します。	高齢福祉課 (シルバー人材センター)
69	環境学習センター運営事業	クリーンセンター内にある「環境学習センター」を情報発信・参加交流・展示学習機能をもった環境学習の拠点として位置づけ、体験学習会等を実施します。	環境課
70	各種公民館事業の充実	子どもからお年寄りまですべての市民を対象とした生きがいきづくりや健康づくりに関する講座を開催します。	各公民館

Ⅲ 参画しよう

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。

多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がその選択において能力を十分に発揮することができるよう、女性自身のエンパワーメント^{※21}を図り、政策・方針・意思決定過程への女性の積極的な参画を促進するとともに、再就職、起業、自営業等の働く場や、身近な地域活動の場に男女共同参画の視点を取り入れ、男女が共に活躍できる環境づくりが望まれています。

しかし、現状では、性別による固定的役割分担意識などにより、政策・方針・意思決定の場への女性の参画が少なくなっています。あらゆる分野における女性の参画の必要性や意義について情報提供を行うとともに、意識改革や人材育成等を実施し、女性の参画を促進していくことが求められています。

政策・方針・意思決定の場への男女双方の参画を目標とし、積極的に人材育成を図ることで、男女が共にその能力を発揮し、責任を分かち合える社会を実現するための支援を行います。

^{※21} 女性のエンパワーメント（Empowerment）：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。

施策の方向6 政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の形成にあたっては、多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がその選択において能力を十分に発揮することができ、男女が社会のあらゆる分野に平等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。

また、私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針・意思決定の場への男女共同参画を進めることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能となります。

現状と課題

■現状

- 国は、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定しました。労働者 301 人以上の企業（令和 4 年 4 月 1 日からは 101 人以上の企業）に、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定及び情報公表などを義務づけています。
- 日光市では男女共同参画プラン第 2 期計画において、女性の認定農業者数を 13 人から 20 人に増加することを目標として、農業分野における女性の参画推進に取り組みましたが、現状として女性の認定農業者数は 16 人となっています。
- 前回プランにおいて「審議会・委員会等における女性委員の割合」を 40%にすることを目標として取り組みましたが、登用率は徐々に低下し、令和元年 4 月 1 日現在で 35.1%と、目標達成には至っていない状況です。
- 男女平等に関する意識については、「政治の場」で女性に比べて男性の方が優遇されていると考える市民の割合が高く、また前回調査よりも増加しており、政治や行政などの公的分野への女性の参画が少なく、女性の視点が様々な決定に十分に反映できているとはいえない状況です。

■課題

- 働く場面において女性がその能力を十分に発揮できるよう、家族経営的な商工業・農林水産業における支援を引き続き行っていくとともに、女性自身がさらなるキャリアアップを図るべく、情報の提供や啓発が必要です。
- 引き続き女性のエンパワーメントを推進し、審議会等における女性の比率を高めるとともに、市民団体の活動等において、男女が共にその能力と責任を分かち合えるよう、支援が求められています。

具体的な取り組み

13 働く場における女性の活躍促進【日光市働く女性の活躍推進プラン】

自らの意思によって働きまたは働こうとする女性が、その思いを叶えることができるよう、関係機関等との連携を図りながら、女性の活躍促進に積極的に取り組めます。

また、働く場面において、女性がその能力を十分に発揮できるよう、起業支援や再就職支援等、女性のキャリア形成を支援します。

さらに、家族経営的な商工業・農林水産業に携わる男女が経営における対等なパートナーとして家族関係を築き、各分野において男女双方が活躍することができるよう、支援を行います。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
7 1	日光市「女性の活躍」応援プロジェクトの実施	女性がキャリアアップを図るための各種講座や研修を実施し、知識や情報を得ることで、女性の活躍を促進させます。	人権・男女 共同参画課 商工課
7 2	日光市農業農村男女共同参画推進事業	日光市農業農村男女共同参画推進ビジョンを推進することを目的として、日光市農業農村男女共同参画推進委員会を開催します。	農林課
7 3	日光市農業農村男女共同参画推進事業講演会	農業農村の男女共同参画社会形成のための理解促進と意識の高揚を図ることを目的に講演会を開催します。	農林課
7 4	日光市若年者雇用創出奨励金の交付	国が実施する「トライアル雇用 ^{※22} 奨励金事業」を利用し、市内在住の45歳未満の若年者を、トライアル雇用期間終了後、さらに6ヶ月間雇用した市内事業者に対して奨励金を交付します。	商工課
7 5	中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援	①一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業に対し、策定に必要な情報提供を行います。 ②法の内容、制定趣旨等について、様々な広報媒体により、労使双方に対する啓発を行います。	商工課

※22 トライアル雇用：業務を行うための適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により、就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3カ月）することです。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
76	女性の活躍推進に関する好事例の普及啓発等	①女性の活躍の推進に取り組む事業所を取組内容に応じて表彰するとともに、優良事例の情報発信に努めます。(男女共同参画推進事業者等の表彰) ②図書館において、起業やワークライフバランスなど、女性の職業生活における活躍に関する図書等を整備し、情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 生涯学習課
77	女性の職業生活における活躍の推進に取り組む企業の認定制度の周知	「女性の職業生活における活躍の推進に取り組む企業の認定制度」に関する情報を発信し、国・県、商工会議所とともに、当該認定を取得する事業所の増加に努めます。	人権・男女共同参画課 商工課
78	公共調達を通じた女性の活躍	①市の総合評価落札方式等の公共調達において、契約内容に応じて、ワークライフバランスを推進する事業所を評価することにより、一般事業主の自主的なポジティブ・アクションを促進します。 ②市の建設工事入札参加資格審査において、次世代育成支援対策に係る「一般事業主行動計画」の策定の有無の状況をその評価に反映させることにより、企業内における仕事と育児の両立を支援するための職場環境等の整備を促進します。	契約検査課
79	非正規雇用における雇用環境等の整備	①国の行う「非正規雇用者について働きに見合った処遇改善を推進するための施策、非正規雇用者のうち正社員への転換を希望する労働者に対する支援等」に関する情報発信に努めます。 ②パート労働者の「公正な待遇の実現」を目的とする改正パートタイム労働法（平成27年）について、様々な広報媒体により労使双方に対し、国や県からの情報提供を行います。	商工課
80	女性の登用促進のための支援	①キャリアアップのための各種講座や研修を実施し、意欲ある女性の活躍を広げるためのエンパワーメントを支援する取組を強化します。(日光市「女性の活躍」応援プロジェクト) ②女性団体の育成支援や男女共同参画に関する県等の研修会への参加者を推薦することにより、人材の発掘・育成を促進します。	人権・男女共同参画課 商工課

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
8 1	再就職支援	①国や県で行う女性の技能習得のためのセミナー等の情報提供を行うことにより、女性の再就職を支援します。 ②男女雇用機会均等法の周知啓発を図り、女性の就業機会の拡大に努めます。	人権・男女 共同参画課 商工課
8 2	起業・創業支援	①起業に関する情報提供や相談、講座の実施等を行い、起業希望者を支援します。 ②創業塾や創業相談等を実施し、起業等を支援します。 ③起業のワンストップ相談窓口を設置し、起業を考えている方が相談しやすい体制作りを構築します。 ④起業に要する資金を融資することにより、起業者を支援します。	商工課
8 3	農林業や商工業分野での職場環境整備等	①農林業、商工業等における男女共同参画についての啓発を行います。 ②農家において家族経営協定締結を推進し、女性の経営参画や活動しやすい環境づくりを促進します。 ③農業に携わる市民の男女共同参画に関する意識を高めるため、日光市農業農村男女共同参画推進事業講演会等を開催します。	農林課 農業委員会 商工課
8 4	キャリア教育等の推進	①市内県立高校生を対象に、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分自身のキャリアビジョンを描くことができるよう支援します。 ②性別にとらわれない、多様な生き方の実現に向け、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。	人権・男女 共同参画課
8 5	女性の職業生活における情報の提供	①国や県が収集・整理した情報を様々な広報媒体により発信します。 ②法の趣旨や理念について、様々な広報媒体により市民や労使双方に対する啓発を行います。 ③労働者の募集及び採用に係る性別を理由とする差別を禁止し、男女平等な取り扱いを求める男女雇用機会均等法について、様々な広報媒体により、労使双方に対する啓発を行います。	人権・男女 共同参画課 商工課

14 政策・方針決定の場への女性の参画促進

市の政策・方針決定に多様な視点を取り入れ、男女が共に暮らしやすい市としていくため、審議会・委員会等の委員への女性の参画を促進します。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
86	各種審議会及び委員会などにおける女性委員の登用促進	市の審議会などにおける女性委員の比率を調査・公表し、各種審議会や委員会に女性の参画を促進することで、市政やまちづくりに男女双方の意見を反映させることができます。	人権・男女共同参画課
87	クォータ制 ^{※23} 導入の促進	「日光市各種審議会・委員会等への女性委員登用促進基準」に基づき、各種審議会や委員会において、一方の性が40%を下回らないよう定めたクォータ制度導入について促進することで、あらゆる分野における男女双方の能力の活用につながります。	人権・男女共同参画課

※23 クォータ制：積極的に性差別をなくすために暫定的にとられる制度です。女性問題では、政策決定機関での男女間の格差を積極的に是正するための方策で、「割り当て制」といい、審議会・委員会等で任命・選挙を問わず、一方の性が40%を下回らないようにすることです。

15 人材育成の支援

市の各種団体や活動等においてエンパワーメントを図るため、学習機会を提供し、人材育成を支援します。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
88	人材育成のための各種講座	心の豊かさや健康維持など、ゆとりのある生活を築くための講座や、地域で活動するリーダー的人材育成のための講座を開設します。	人権・男女 共同参画課
89	女性団体への活動支援	市女性団体連絡協議会、及び各構成団体への活動支援を行い、あらゆる分野におけるエンパワーメントを図ることができます。	人権・男女 共同参画課 各行政センター
90	栃木県男女共同参画地域推進員 ※ ²⁴ 日光市連絡会への活動支援	栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会の活動支援、及び情報提供を行うことで、各地域で男女共同参画社会づくりが推進されます。	人権・男女 共同参画課
91	市民・市民団体への支援	NPO法人やボランティア団体等への活動支援及び男女共同参画に関する情報提供を行い、様々な活動に対する支援を行うことで、市民団体の活動の活性化につながり、あらゆる団体と連携した男女共同参画社会づくりが推進されます。	人権・男女 共同参画課 地域振興課
92	各種研修への積極的参加の推進	リーダーを育成するため、県事業である「とちぎウーマン応援塾」や「女性教育指導者研修」、「男女共同参画セミナー」への参加を促進することで、あらゆる分野に男女双方の意見を取り入れるきっかけとなり、さらに幅広い活躍が促進されます。	人権・男女 共同参画課

※²⁴ 栃木県男女共同参画地域推進員：男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動するボランティアで、栃木県によって委嘱されています。

IV 推進しよう

男女共同参画の推進にあたっては、取り組む施策があらゆる分野にわたるため、総合的かつ計画的に展開していく必要があります。

男女共同参画は、国際的な動きと密接に連動しながら進める必要があるため、国際観光文化都市日光として、身近な地域で、性別や国籍にかかわらず、多様な生き方を認め合える意識を醸成するとともに、世界の女性の地位向上に貢献するため、国際理解と協力に向けて積極的に取り組みます。

また、男女共同参画の形成をめざすという共通認識のもと、全庁的な推進体制により、本プランを実効性のあるものにするとともに、市民と行政とが課題を共有する中でパートナーシップを構築し、事業所、団体等の活動と連携を図り、協働の関係をつくりあげることが大切です。行政、関係機関、市民一人ひとりがそれぞれの立場で本プランの目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが期待されます。

男女共同参画社会の実現をめざすという共通目標を一人ひとりが認識し、それぞれの立場で推進に向けた取り組みを行います。

施策の方向7 国際的な取り組みとの協調と国際理解の推進

男女共同参画の実現に向けた取り組みとして、女性が抱える課題は世界共通のものも多く、国連をはじめとする国際社会での取り組みの成果や経験を日光市においても生かしていく必要があります。

また、市民一人ひとりが国際的な視野で男女共同参画社会を認識することで、多様な文化や価値観に触れ、一人ひとりの個性や違いを認め合う意識が醸成されます。

現状と課題

■現状

- 本市は、世界遺産「日光の社寺」をはじめとする世界的な文化・産業遺産や自然環境など、豊富な観光資源を有し、海外からも多くの観光客が訪れる国際観光文化都市であることから、外国人と身近に接する機会に恵まれています。
- 男女共同参画プラン第2期計画において、国際的な男女共同参画に関する動きや取り組みについて情報提供を行ってきましたが、目標は達成していません。
- 男女共同参画を国際的な視点で進めるためには、市民が外国人との交流に積極的になることが望まれます。平成27年に実施した市民意識アンケート調査^{※25}では、日光市内における外国人と交流したいと考える日本人の割合が57.4%となっています。

■課題

- 今後も国際的な流れを理解しながら、異文化理解に関する学習機会の提供や国際協力・交流活動に対する支援など、相互理解と相互協力を視点に、在住外国出身者を含めた誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりに取り組む必要があります。

^{※25} 市民意識アンケート調査：市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意識を調査するとともに、日光市総合計画の進捗管理、さらに次期総合計画策定のための基礎資料とすることを目的に、18歳以上の5,000名の市民を対象に2年ごとに実施しているアンケート調査です。

具体的な取り組み

16 国際的な取り組みの情報収集・提供【日光市働く女性の活躍推進プラン】

国連の世界会議等の国際的な動きや男女共同参画に関する先進国の取り組み事例、また世界の女性を取り巻く状況等の情報収集に努めるとともに、講座等の機会を通じて情報提供を行います。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
93	国際的な取り組みの情報収集と提供	国連の世界会議等の国際的な動きや、男女共同参画に関する先進国の取り組み事例を、市のホームページや広報紙に掲載するなどの方法により情報提供を行い、世界の女性を取り巻く状況を知り、理解することで、国際社会と連動しながら男女共同参画社会づくりを進めることができます。	人権・男女共同参画課

17 国際交流・支援の推進

男女共同参画に関する問題は、その国の社会状況や文化等によって形は変わっても世界共通の問題であるとの認識のもと、多様な文化や価値観に触れることで、国際的な視野でものごとを考え、行動できるよう、国際交流活動への積極的な参画を促進します。

また、外国人市民が性別や文化の違いに縛られることなく、安心した生活を送ることができるよう、日常生活に関する支援を行います。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
9 4	国際理解推進事業	幼児・児童・生徒に対し国際理解教育や英語教育の充実を図るほか、一般向けに国際理解講座などを開催します。	観光課
9 5	海外都市交流事業	海外姉妹都市である米国・サウスダコタ州ラピッド市と中高生の相互派遣や市民交流を進めます。また、観光友好都市である韓国・慶州市、台湾・台南市との交流を進めます。	観光課
9 6	外国人市民支援事業	外国人市民が安心して生活できるよう日光市国際交流協会と連携し、日本語教室の開催や、多言語による生活情報の発信を行い、外国人市民の生活を支援します。	観光課
9 7	外国人相談業務	毎月第3火曜日に在住外国人相談を実施。（必要に応じ日光市国際交流員（CIR）等と連携）	市民課 観光課

施策の方向8 推進体制の充実

男女共同参画を進めていく上で行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画の形成をめざすという共通認識を持つことが必要です。

また、男女共同参画を進めるための施策は多岐にわたり、市単独での対応が難しいことも多くあるため、引き続き国・県、市民や事業所、団体、グループ、NPO法人等と連携し、それぞれの立場で男女共同参画の意義を理解し、主体的な取り組みを展開することが重要です。

現状と課題

■現状

- 令和元年度、日光市男性職員の配偶者出産休暇取得率は 69.2%となっているものの、男性職員の育児参加休暇取得率は 19.2%となっています。
- 男女共同参画プラン第 2 期計画、配偶者からの暴力対策基本計画、女性の活躍推進プランの進捗状況については、事業の実施状況や成果目標の達成状況を毎年度調査し、進捗状況報告書を作成・公表しました。
- 国・県の制度によるべき施策等には引き続き要望を行っていくとともに、より広域的な取り組みが必要な問題については、関連自治体との連携による対応が必要となります。男女共同参画に関する施策の一層の推進を図るため、国・県の計画や方針については、積極的に情報提供に努めることも重要となっています。

■課題

- 各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、また、ワークライフバランスを実現させるなど、市民のモデルとなるよう、職員への意識啓発を積極的に進める必要があります。
- 国や県、市民、事業所、団体、グループ、NPO法人等と行政との連携を密にし、互いの役割を果たしながら、連携と協働のもと、プランを推進する必要があります。

具体的な取り組み

18 市の推進体制の充実

すべての職員が男女共同参画社会の実現をめざすという共通認識を持って職務にあたるよう、男女共同参画に関する意識啓発を行います。また、市職員自らがワークライフバランスを実現させ、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できるような職場環境づくりを行います。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
98	男女共同参画社会づくり推進本部の運営	市長を本部長とする「男女共同参画社会づくり推進本部」を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進することで、市行政が一丸となって男女共同参画施策を推進できるとともに、プランの事業評価と進捗管理を一体的に行うことが可能となります。	人権・男女共同参画課
99	市職員へのハラスメント※26の理解と防止に向けた研修の実施	市職員を対象に研修を実施することで、ハラスメントを正しく理解し、その防止及び対処法を学習します。	人事課
100	市職員のワークライフバランスの推進	市職員の仕事の進め方や働き方を見直すとともに、女性が活躍するための環境づくりを進めるため、法に基づく日光市特定事業主行動計画※27を策定し、ワークライフバランスを推進します。	人事課

※26 ハラスメント：色々な場面での《いやがらせ・いじめ》を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

※27 日光市特定事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法に基づき、国や地方公共団体が、職員を雇用する事業主の立場から、職員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画で、策定が義務づけられています。また、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、同様に行動計画の策定が義務づけられています。

19 市民・地域・行政との連携

市民や地域など多様な主体が連携を図り、男女共同参画の推進に向けた環境づくりを行います。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
101	男女共同参画社会づくり市民会議の運営	男女共同参画社会づくりを効果的に推進するための市民からなる市民会議を設置することで、市民との連携・協働のもとに、プランを推進することができ、市民の立場に立った男女共同参画施策の実施につながります。	人権・男女共同参画課
102	地域における男女共同参画の促進	市民団体やNPO法人、ボランティアとの連携を図り、男女双方の参加を促すとともに、主要な役員にも男女問わず就任できるよう働きかけることで、地域において、男女が共に支え合い協力し、誰もが生活しやすい地域づくりや市民活動を行うことができます。	人権・男女共同参画課 地域振興課

20 国や県・他自治体・関連機関との連携

計画の推進にあたり、国・県等関連機関との連携を図ります。また、先進事例について積極的に情報提供を行うとともに、国や県等の情報を収集、整理し、各種広報媒体を活用した広報により、地域における身近な発信拠点として、国・県等の関係機関と連携していきます。

■事業内容

事業 No	事業名	事業の内容	担当課
103	男女共同参画に関する国や県、他市町村からの情報の提供	男女共同参画に関する調査結果やデータを提供することで、国や県の動向を正しく理解することができます。また、他自治体の最新の施策を知り連携することで、本市の施策を一層推進することにつながります。	人権・男女共同参画課

資料編

1. 「男女共同参画プラン日光(第2期計画後期計画)」策定経過

日時	会議等	備考
R01/5/27	幹事会会議	・ アンケート内容の検討・協議
R01/7/22	推進本部会議	・ アンケート内容の検討・協議
R01/11/10 ～ R01/12/6	「日光市男女共同参画に関するアンケート調査」実施	・ 市内在住 20 歳以上の市民 ・ 市内事業所
R02/5/8	幹事会会議	・ アンケート結果報告
R02/6/2	推進本部会議	・ アンケート結果報告
R02/7/3	審議会	・ アンケート結果報告
R02/7/30	第 1 回市民会議	・ アンケート結果報告
R03/4/30	第 1 回プラン検討委員会	・ 計画素案の検討・協議
R03/5/10 ～R03/5/17	幹事会会議（書面協議）	・ 計画素案の検討・協議
R03/6/23	推進本部会議	・ 計画素案の決定
R03/7/12	審議会（諮問）	・ 市長より審議会へ計画原案諮問
R03/7/16	市議会議員全員協議会	・ 計画原案の報告
R03/7/20 ～R03/8/18	パブリックコメントの実施	・ 計画原案の周知、意見募集
R03/8/31	審議会（答申）	・ 審議会より市長へ答申書提出
R03/9/14	幹事会会議	・ 計画修正原案協議
R03/9/24	推進本部会議	・ 計画最終案の決定
R03/12/16	市議会議員全員協議会	・ 計画最終案の報告

2. 日光市男女共同参画プラン日光検討委員会

○日光市男女共同参画プラン日光検討委員会設置要綱

平成26年12月1日

告示第126号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりを目指す基本計画（以下「男女共同参画プラン日光」という。）を策定するに当たり、必要な事項について調査及び検討を行うため、日光市男女共同参画プラン日光検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 男女共同参画プラン日光を策定するために必要な事項の調査及び研究に関すること。

(2) 男女共同参画プラン日光の策定に必要な関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員

(3) その他市長が必要と認めた者

3 委員は、男女のいずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、第2条の規定による所掌事項を終了したときは、速やかに市長にその内容を報告するものとする。

2 市長は、男女共同参画プラン日光の策定に当たり、前項の規定により報告された内容を尊重するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(日光市男女共同参画プラン（後期計画）検討委員会設置要綱の廃止)

3 日光市男女共同参画プラン（後期計画）検討委員会設置要綱（平成22年日光市告示第113号）は、廃止する。

○日光市男女共同参画プラン日光検討委員会委員名簿

任期：令和３年４月３０日～令和４年３月３１日

令和３年４月３０日現在（敬称略・順不同）

No.	役職名	氏 名	所属団体（機関）等	適用
1	委員長	山田 久子	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （日光市女性団体連絡協議会（足尾））	
2	副委員長	阿部 文子	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （ニコニコの会）	
3	委員	関口 善教	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （日光人権擁護委員協議会）	
4	委員	吉田 公美	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （学識経験者）	
5	委員	高橋 満	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （日光市自治会連合会（今市））	
6	委員	三本木 秀征	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （日光市小中学校教頭会）	
7	委員	松浦 恵子	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （日光市幼稚園・保育園・小学校連携推進委員会）	
8	委員	渡邊 隆	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （日光市PTA連絡協議会）	
9	委員	吉原 美男	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （日光市工業連絡協議会）	
10	委員	榎本 菜月	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （日光市青年会議所）	
11	委員	板橋 照美	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （日光市農業士会）	
12	委員	中村 美枝子	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会）	
13	委員	吉田 貴光	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （日光市市民活動支援センター）	
14	委員	加藤 久弥	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （公募委員）	
15	委員	生井 泉	日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員 （公募委員）	

3. 日光市男女共同参画社会づくり推進本部

○日光市男女共同参画社会づくり推進本部設置規則

平成18年6月2日

規則第291号

改正 平成18年7月15日規則第299号

平成19年3月30日規則第30号

平成20年3月31日規則第44号

平成21年3月31日規則第39号

平成21年5月20日規則第45号

平成22年6月1日規則第33号

平成23年4月1日規則第36号

平成24年4月1日規則第39号

平成28年3月31日規則第30号

平成31年3月22日規則第25号

令和2年3月2日規則第16号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を図るための施策を総合的かつ効果的に推進するため、日光市男女共同参画社会づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を行う。

(1) 男女共同参画社会づくりのための施策の総合的な企画及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画社会づくりのための施策に関する関係部課間における連絡及び調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会づくりの推進に関して、必要と認められること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 推進本部の委員のうち女性委員の比率は、40パーセント以上とする。

3 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
(平18規則299・平19規則30・一部改正)

(任期)

第4条 推進本部の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部長等)

第5条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総

理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定した副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進本部の会議（以下「会議」という。）

は、本部長が招集し、その議長となる。

2 推進本部は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進本部に、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 会議に付すべき事項について、推進部会と協議及び調整を行い、原案を作成すること。

(2) 推進本部が決定した施策の推進に関する調査研究及び実施に関すること。

3 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は健康福祉部長の職にある者を、副幹事長は健康福祉部人権・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会の会務を総理し、副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

7 幹事会は、必要があると認めたときは、別表第2に掲げる者以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な

資料の提出を求めることができる。

(平 2 1 規則 3 9・平 2 2 規則 3 3・一部改正)

(推進部会)

第 8 条 推進本部に幹事会の会議に付議すべき事項について、調査又は研究をするため、推進部会を置く。

2 推進部会は、別表第 3 に掲げる者をもって組織する。

3 推進部会に部会長及び副部会長を置き、別表第 3 に定める職にある者をもって充てる。

4 部会長は、推進部会の会務を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 推進部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 推進部会は、必要と認めたときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(推進班)

第 9 条 部会長は、推進部会が処理すべき事項について調査及び研究するため特に必要と認めたときは、推進班を置くことができる。

(事務局)

第 1 0 条 推進本部及び幹事会の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課（以下「人権・男女共同参画課」という。）において処理する。

2 推進部会及び推進班の庶務は、人権・男女共同参画課において処理するものとする。

(平 2 1 規則 4 5・全改)

(その他)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年 7 月 1 5 日規則第 2 9 9 号)

この規則は、平成 1 8 年 7 月 1 5 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 3 月 3 0 日規則第 3 0 号)

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日規則第 4 4 号)

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日規則第 3 9 号)

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 5 月 2 0 日規則第 4 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 6 月 1 日規則第 3 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 4 月 1 日規則第 3 6 号)

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 4 月 1 日規則第 3 9 号)

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 3 1 日規則第 3 0 号)

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 3 月 2 2 日規則第 2 5 号)

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 2 日規則第 1 6 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

(平 3 1 規則 2 5・全改)

企画総務部長 財務部長 地域振興部長 市民環境部長 健康福祉部長 観光経済部長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育次長 議会事務局長 消防長 本部長が指名する管理職にある女性職員又は管理職に準ずる女性職員

別表第 2 (第 7 条関係)

(平 3 1 規則 2 5・全改)

幹事長 健康福祉部長 副幹事長 人権・男女共同参画課長 幹事 企画総務部、財務部、地域振興部、市民環境部、健康福祉部、観光経済部、建設部、上下水道部、教育委員会事務局、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び消防本部の各所属部等から推薦された職員
--

別表第 3 (第 8 条関係)

(平 3 1 規則 2 5・全改、令 2 規則 1 6・一部改正)

部会長 健康福祉部長 副部会長 人権・男女共同参画課長 部会員 総合政策課長 秘書広報課長 総務課長 人事課長 財政課長 資産経営課長 契約検査課長 税務課長 地域振興課長 日光行政センター所長 藤原行政センター所長 足尾行政センター所長 栗山行政センター所長 生活安全課長 市民課長 保険年金課長 環境課長 社会福祉課長 高齢福祉課長 子育て支援課長 健康課長 観光課長 日光観光課長 藤原観光課長 足尾観光課長 栗山観光課長 商工課長 農林課長 都市計画課長 建設課長 維持管理課長 建築住宅課長
--

水道課長 下水道課長 会計課長 学校教育
課長 生涯学習課長 文化財課長 スポーツ
振興課長 国体推進課長 中央公民館長 日
光公民館長 藤原公民館長 足尾公民館長
栗山公民館長 議事課長 選挙管理委員会事
務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務
局長 消防本部総務課長 消防本部予防課長
消防本部警防課長 消防本部通信指令課長
今市消防署長 日光消防署長 藤原消防署長

4. 日光市男女共同参画審議会

○日光市男女共同参画審議会規則

平成21年3月31日
規則第36号

(趣旨)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1条 この規則は、日光市男女共同参画推進条例(平成21年日光市条例第5号。以下「条例」という。)第24条第6項の規定に基づき、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において事業を行う個人、法人その他の団体から推薦を受けた者
- (3) 市内に在住し、男女共同参画社会づくりに高い関心と問題意識を有する者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第5条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

○日光市男女共同参画審議会 委員名簿

任期：令和元年10月1日～令和3年9月30日

令和3年6月1日現在（敬称略・順不同）

	役職名	氏 名	団体名等
1	アドバイザー (学識経験者)	艮 香 織	宇都宮大学共同教育学部准教授
2	会長	池 田 剛 士	(一社) 日光青年会議所
3	副会長	小 松 三 夫	栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会
4	委員	岸 野 稔	日光市自治会連合会
5	委員	山 田 行 彦	日光商工会議所
6	委員	吉 原 美 男	日光市工業連絡協議会
7	委員	神 山 智 之	連合栃木なんたい地域協議会
8	委員	吉 田 公 美	日光市男女共同参画社会づくり市民会議
9	委員	高 橋 祐 也	日光市男女共同参画社会づくり市民会議
10	委員	常 田 美 恵 子	日光人権擁護委員協議会
11	委員	小 島 厚 子	日光市民生委員児童委員協議会連合会
12	委員	佐々木 洋	日光市小中学校校長会
13	委員	伊 原 か ね	日光市農業農村男女共同参画推進委員会
14	委員	荒 川 榮 子	日光市女性団体連絡協議会
15	委員	阿 部 文 子	公募委員
16	委員	山 田 英 子	公募委員

5. 日光市男女共同参画推進条例

平成 21 年 3 月 12 日
条例第 5 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 18 条)

第 3 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等(第 19 条—第 23 条)

第 4 章 日光市男女共同参画審議会(第 24 条)

第 5 章 雑則(第 25 条)

附則

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重されなければなりません。

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会と連動しながら、男女共同参画社会の形成に関する取組みが進められています。

日光市においては、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを積極的に進めています。

しかし、家庭や職場、地域の中で、依然として性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く存在しており、個人の自由な活動や生き方の選択に影響を及ぼしています。

また、一方では、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力が、人権を侵害する行為として男女共同参画の推進を妨げています。

さらに、私たちを取り巻く状況は、本格的な少子高齢化、家族形態の多様化、国際化及び高度情報化の進展などの急速な変化に直面しています。

このような状況に対応していくためには、家庭や職場、地域における男女の従来の意識を改革し、男女が互いの人権を尊重し、共に協力し合い、責任を担い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を早急に形成し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれ、人と人との心が通い合う、思いやりに満ちた温かいまちを築いていくことが重要であります。

ここに日光市は、あらゆる分野の人々

が協働して「一人ひとりが輝く男女共同参画のまち日光」を早期に実現することを決意し、この条例を制定するものです。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に関わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、家庭、職場、学校、地域その他の生活において対等に参画し、一人ひとりの個性及び能力が十分に発揮され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内において働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、恋人等の親密な関係(配偶者であった者及び恋人等の親密な関係にあった者を含む。))において行われる身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力その他言動をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与えること若しくは生活環境を害すること又

はその相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

- (7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形で展開できる状態をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。
- (5) 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。
- (6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、かつ、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画の推進のための取組みが、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策以外の施

策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければならない。

- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民及び事業者と協働し、国及び他の地方公共団体と連携して取組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自らが積極的に取組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育において、次代を担う子どもの教育に関わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という)を策定するものとする。

- 2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づかなければならない。

- 3 市長は、基本計画の策定及び変更に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

- 4 市長は、基本計画を策定又は変更した

ときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第9条 市は、市民が、男女共同参画についての関心と理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、広報啓発活動、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより、男女共同参画の推進を阻害することのないよう努めなければならない。

(事業者が行う活動への支援等)

第10条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第11条 市は、農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営における対等な構成員として仕事と生活の責任を担い合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第13条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるようワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者が行うワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みを支援するため、必要な措置を講ずるものとする。
(政策・方針決定の場における委員等の構成)

第14条 市は、附属機関等を設置するに当たり、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、必要に応じて積極的改善措置を講ずることにより、男女双方の視点が欠けることのないよう努

めるものとする。

2 市は、社会のあらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に当たっては、性別にかかわらず、市の職員個人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保し、率先して男女共同参画を推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(表彰)

第16条 市長は、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組みを公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、男女共同参画都市宣言の日を記念し、毎年3月に日光市男女共同参画週間を設けるものとする。

(意見等の申出への対応)

第18条 市民及び事業者は、市が実施する施策において、男女共同参画の推進に係る意見や苦情(以下「意見等」という。)があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合は、適切に対応するとともに、必要と認めるときは、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の意見等の申出について、当該申出を行った者に対し、意見等への対応を通知するものとする。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別に起因する権利侵害の禁止)

第19条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず、性別に起因する権利侵害や差別的取り扱い

を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において身体的、精神的な苦痛を与える暴力その他の言動を行ってはならない。

(性別に起因する権利侵害に関する相談)
第 20 条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うために必要な相談体制の整備を行うものとする。

2 市は、前条に関する相談に対しては、関係機関と連携して適切かつ迅速に必要な支援を行うものとする。

(性別に起因する暴力に対する措置)

第 21 条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(被害者の緊急一時保護)

第 22 条 市は、前条に規定する暴力を受けた者からの申し出があったときは、別に定めるところにより、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 23 条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現にならないよう配慮しなければならない。

第 4 章 日光市男女共同参画審議会

(日光市男女共同参画審議会の設置及び組織)

第 24 条 男女共同参画の推進を図るため、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた諮問に応じ、答申すること。

3 審議会は、市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。

4 審議会は、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満とならな

いものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

5 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

6. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

国連総会採択 1979 年 12 月 18 日
日本批准 1985 年 6 月 25 日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ

完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部【総論】

第1条【女子差別の定義】

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条【締約国の差別撤廃義務】

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。
(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現

を法律その他の適当な手段により確保すること。
(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条【女子の完全な発展・向上の確保】

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条【差別とならない特別措置】

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条【役割分担の否定】

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条【売買・売春からの搾取の禁止】

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部【公的生活に関する権利】

第7条【政治的・公的活動における平等】

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条【国際的活動への参加の平等】

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条【国籍に関する平等】

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部【社会生活に関する権利】

第10条【教育における差別撤廃】

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育にお

ける男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条【雇用における差別撤廃】

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特

に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条【保健における差別撤廃】

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条【経済的・社会的活動における差別撤廃】

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条【農村女子に対する差別撤廃】

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部【私的生活に関する権利】

第15条【法の前の男女平等】

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条【婚姻・家族関係における差別撤廃】

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれ

らに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部【女子に対する差別の撤廃に関する委員会】

第17条【女子差別撤廃委員会】

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後

直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条【締約国の報告義務】

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
 - (b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条【委員会の規則】

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条【委員会の会合】

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を越えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条【委員会の報告・提案・勧告】

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載す

る。

- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条【専門機関と委員会】

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部【最終条項】

第 23 条【高水準の国内・国際法令の優先適用】

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条【条約上の権利の完全実現】

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条【署名・批准・加入・寄託】

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条【改正】

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条【発行】

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条【留保】

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長のあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条【紛争解決】

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条【正文】

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

7. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号
平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範

囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、

及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参

画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民

間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議 (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の

資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(平成11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月6日から施行する。
〔後略〕

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号
平成 19 年 7 月 11 日 法律第 113 号
最終改正 令和元年 6 月 26 日 法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用に

ついて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶

者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心^{しゅう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があ

ると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられ

ているときは、抗告裁判所は、当該命令を取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関

する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定

による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一

項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号

平成 29 年 3 月 31 日 法律第 14 号

最終改正 令和元年 6 月 5 日 法律第 24 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及び

その活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職

業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施

することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、

これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表

示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出

をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する

職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)

の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十

二号) 第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

10. 用語説明索引

か行

- 家族経営協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合って取り決める協定です。
- クオータ制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
積極的に性差別をなくすために暫定的にとられる制度です。女性問題では、政策決定機関での男女間の格差を積極的に是正するための方策で、「割り当て制」といい、審議会・委員会等で任命・選挙を問わず、一方の性が40%を下回らないようにすることです。
- 合計特殊出生率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数です。

さ行

- ジェンダー (gender)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
生物学的意味合いからみた男女の性区別をセックス (sex) と呼ぶのに対して、社会的意味合いからみた男女の性区別のことをいいます。
- 市民意識アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意識を調査するとともに、日光市総合計画の進捗管理、さらに次期総合計画策定のための基礎資料とすることを目的に、18歳以上の5,000名の市民を対象に2年ごとに実施しているアンケート調査です。
- 女性に対する暴力をなくす運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12年度から実施しています。11月25日（国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」）を最終日とする2週間です。
- 女性のエンパワーメント (Empowerment)・・・・・・・・・・52
男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。
- 女性の労働力率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
人口（日本では15歳以上）に対する労働力人口の比率。労働力人口とは、就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上で働いている人と働く意欲のある人がどれくらいいるかを示すものです。
- 性的マイノリティ (LGBTQ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
性的指向が同性や両性に向いている人、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人などをいいます。

性的指向・性自認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のことです。

セクシュアル・ハラスメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
性的いやがらせのことをいいます。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

た行

地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

デートDV・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。

栃木県男女共同参画地域推進員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動するボランティアで、栃木県によって委嘱されています。

トライアル雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
業務を行うための適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により、就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3カ月）することです。

な行

日光市特定事業主行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
次世代育成支援対策推進法に基づき、国や地方公共団体が、職員を雇用する事業主の立場から、職員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画で、策定が義務づけられています。また、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、同様に行動計画の策定が義務づけられています。

認定農業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
魅力ある農業経営をめざす農業者が、自らの経営を改善するために作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定した農業者です。経営規模拡大や生産方式の合理化、経営管理の合理化、従事態様の改善をめざします。

は行

‰（パーミル、あるいはプロミル）・・・・・・・・・・・・・・ 11
1,000分の1を1とする単位です。出生率は人口1,000人あたりの出生数を示しているで、‰で表します。

配偶者暴力相談支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関です。	
配偶者からの暴力・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条、第28条の2参照。	
パタニティ・ハラスメント (paternity-harassment)・・・・・・・・・・	29
「パタハラ」とも呼ばれ、配偶者等の妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、育児休業や育児短時間勤務の取得を妨げられる、育児参加を否定するような言動を受ける、降格させられるなどの不当な扱いを意味することばです。	
ハラスメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
色々な場面での《いやがらせ・いじめ》を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。	
ファミリー・サポート・センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
地域において、病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、援助を行いたい人と受けたい人が会員となって相互に支え合う事業です。	
プレママ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
プレ (pre) とは、「以前の」という意味で、ママになる以前＝妊娠中の女性を指します。	

ま行

マタニティ・ハラスメント (maternity-harassment)・・・・・・・・・・	29
「マタハラ」とも呼ばれ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味することばです。	

ら行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (Reproductive Health and Rights)・・・・・・・・・・	39
性と生殖に関する健康と権利と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルスと呼びます。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。	

わ行

ワークライフバランス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすることです。「仕事と家庭の両立」よりも広い概念で、企業は、ワークライフバランスを推進することにより、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があると言われています。	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国連サミットにおいて、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030 年までに世界が取り組む 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、日本において「SDGs 実施指針」や「SDGs アクションプラン 2020」が策定されました。国の第5次男女共同参画基本計画では、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」の視点をあらゆる施策に反映させ、国際社会と協調して積極的に取り組むこととしています。

男女共同参画プラン日光 (第2期計画後期計画)

一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして

発行年月：令和3年12月

発行：栃木県 日光市 健康福祉部 人権・男女共同参画課
〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

TEL：0288-21-5148（直通） FAX：0288-21-5105

E-mail：jinken-danjo@city.nikko.lg.jp